

# 第2次坂井市男女共同参画推進計画改定

(案)

(令和8年1月時点)

# 坂井市男女共同参画都市宣言

彩り豊かな自然、歴史と文化に恵まれた  
わたしたちのまち、坂井市  
わたしたちは  
性別や世代を超えた絆をもち  
ともに幸せを実感できる坂井市を築くため  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

## さ 咲かそうわたしたち一人ひとりの能力

男女がお互いに人権を尊重し  
性別にかかわりなく個性と能力を発揮できるまちをめざします。

## か 感謝しようお互いの協力

男女がともに協力し  
家庭、地域、職場における活動が両立できるまちをめざします。

## い 活かそうお互いの意見

男女がともに社会の対等なパートナーとして  
あらゆる分野に参画できるまちをめざします。

## し 視点を変えて知ろう相手の立場と気持ち

男女がお互いの性を理解、尊重し  
心身ともに健康な生活を営むことができるまちをめざします。

平成 24 年 11 月 17 日

坂 井 市

# 目 次

第1章 計画の改定にあたって .....	1
1. 計画改定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	3
3. 計画期間 .....	4
第2章 坂井市の現状 .....	5
1. 人口・世帯等の状況 .....	5
2. 市民アンケート調査からみる坂井市の状況 .....	10
3. 坂井市男女共同参画推進計画の評価 .....	20
第3章 計画の目指す方向 .....	21
1. 基本理念 .....	21
2. 基本目標 .....	22
3. 施策の体系 .....	25
4. 数値目標 .....	22
第4章 計画の内容 .....	29
基本目標I 意識を変える .....	29
●重点目標1 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革 .....	30
●重点目標2 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実 .....	33
●重点目標3 メディアにおける男女の人権の尊重 .....	36
基本目標II 参画する .....	37
●重点目標4 あらゆる分野への男女共同参画の促進 .....	38
●重点目標5 働く喜びを分かち合える職場づくり .....	41
●重点目標6 やすらぎを感じ合える豊かな暮らし .....	44
●重点目標7 安心して子育て・介護ができる環境整備 .....	46
●重点目標8 農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の確立 .....	49
●重点目標9 國際理解と交流の推進 .....	51
●重点目標10 男女双方の視点を生かした取り組みの推進 .....	52
基本目標III 支え合う .....	54
●重点目標11 安全・安心に暮らせる社会づくり .....	55
●重点目標12 あらゆる暴力の根絶 .....	57
●重点目標13 男女が共に思いやる健康づくり .....	59
第5章 計画の推進 .....	62
施策の推進体制 .....	62
関係機関との連携 .....	63
資料編 .....	65

# 第1章 計画の改定にあたって

## 1. 計画改定の趣旨

本市では、平成19年（2007年）に「坂井市男女共同参画推進条例」を制定し、翌平成20年（2008年）には「坂井市男女共同参画推進計画」を策定しました。以来、性別にかかわらず誰もが自分らしく輝ける社会の実現を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進してきました。

平成30年（2018年）には「坂井市女性活躍推進計画」を策定し、働くことやキャリアアップを目指す女性が活躍できる環境づくりを進めるとともに、官民連携による「イクボス（※1）共同宣言」など、ワーク・ライフ・バランス（※2）の推進にも取り組んできました。

一方で、固定的な性別役割分担意識や女性の人権の軽視といった課題は、なお根強く残っています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者などからの暴力や性暴力の深刻化、女性の雇用や所得への影響など、誰もが安心して暮らせる社会のあり方を改めて問い合わせ契機となりました。

こうした状況を踏まえ、令和3年（2021年）には、これまでの二つの計画を統合し、少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの多様化など、変化する社会情勢に総合的に対応するため、「第2次坂井市男女共同参画推進計画」を策定しました。

その後、令和4年（2022年）には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、支援が必要な女性に対する包括的かつ継続的な支援体制の構築が自治体に求められるようになりました。本市では、本計画を同法に基づく市町村基本計画と位置付け、関係機関との連携のもと、今後一層の支援体制の充実に努めます。

さらに、令和7年（2025年）に策定された「第二次坂井市総合計画後期基本計画」では、「幸せを実感できるまちづくりの視点」を示し、本市独自の8つのウェルビーイング指標（自己実現、自分らしさ、誇らしさ、喜び、安全安心、希望、助け合い、互いの尊重）を掲げています。これらの指標は、多様な価値観を認め合い、すべての人が尊重されながら活躍できる男女共同参画社会の実現においても不可欠です。本計画では、前期5年間の取り組みの達成状況を検証し、新たな視点を加えることで内容の充実を図りました。

今後は、市の将来像と連動しながら、誰もが安心して暮らし、希望を持って自分らしく生きられる地域社会を目指して、男女共同参画の推進に取り組みます。

※1：職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、キャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことを目指す上司。

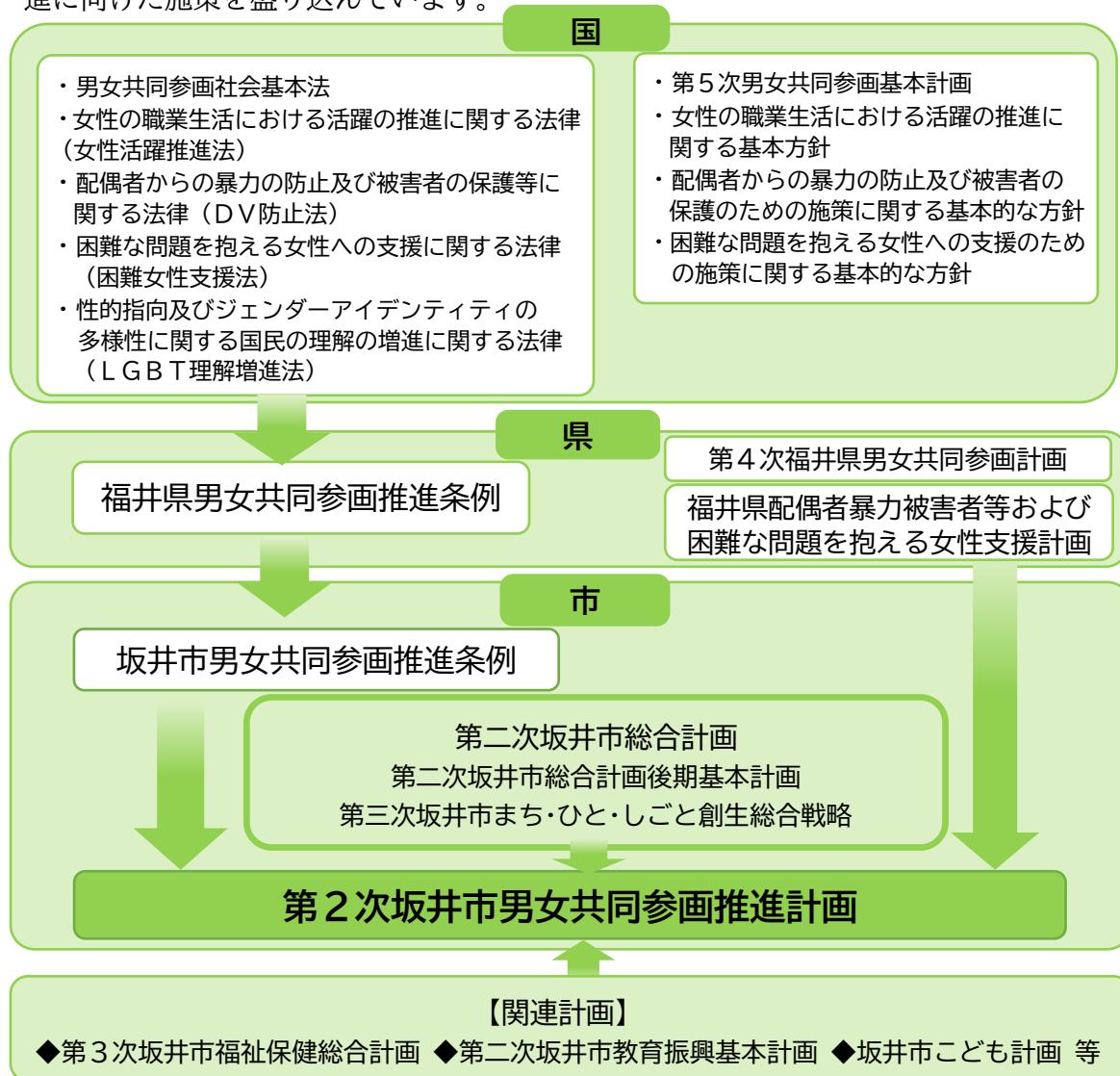
※2：働くすべての人が仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活との調和」をとり、その両方を充実させる働き方や生き方。

## ●国や県の動き

年度	国	県
平成 7 年(1995 年)		「生活学習館(女性総合センターと生涯学習センターの複合施設)」開館
平成 9 年(1997 年)	「男女雇用機会均等法」改正	
平成 10 年(1998 年)		「ふくい男女共同参画プラン」策定
平成 11 年(1999 年)	「男女共同参画社会基本法」施行	
平成 12 年(2000 年)	「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 年(2001 年)	男女共同参画局の設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」制定	
平成 14 年(2002 年)		「福井県男女共同参画計画」策定
平成 17 年(2005 年)	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 18 年(2006 年)	「男女雇用機会均等法」改正	
平成 19 年(2007 年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 22 年(2010 年)	「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 24 年(2012 年)		「第 2 次福井県男女共同参画計画」策定
平成 27 年(2015 年)	「女性活躍推進法」の公布・施行 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	「ふくい女性活躍推進企業」制度の創設
平成 28 年(2016 年)	「男女雇用機会均等法」改正	
平成 29 年(2017 年)	「育児・介護休業法」改正	「第 3 次福井県男女共同参画計画」策定
令和 2 年(2020 年)	「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	
令和 3 年(2021 年)	「育児・介護休業法」改正	
令和 4 年(2022 年)		「第 4 次福井県男女共同参画計画」策定
令和 5 年(2023 年)	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)」施行	
令和 6 年(2024 年)	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」施行 「育児・介護休業法」改正	「福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画(第 1 次)」策定
令和 7 年(2025 年)	「女性活躍推進法」の改正	

## 2. 計画の位置付け

- ・本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」及び「坂井市男女共同参画推進条例」第9条第1項に定める「市町村基本計画」であり、関連する法令や国及び県の計画などとの整合性を図りながら、坂井市における男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画です。また、本計画は、第二次坂井市総合計画を上位計画とし、その中で示す将来像を具体化する計画の一つとして位置づけられます。
- ・本計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づき、女性の活躍推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（女性活躍推進計画）として位置づけます。
- ・本計画の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけています。また、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」第5条に規定する地方公共団体の役割を踏まえ、性の多様性に関する理解促進に向けた施策を盛り込んでいます。



### 3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化に対応するため、令和7年度（2025年度）に見直しを行いました。

	令和3年度 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)
坂井市										
	第二次坂井市総合計画									
	第二次坂井市総合計画前期基本計画					第二次坂井市総合計画後期基本計画				
	第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略					第三次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略				
第2次坂井市男女共同参画推進計画										

## 第2章 坂井市の現状

### 1. 人口・世帯などの状況

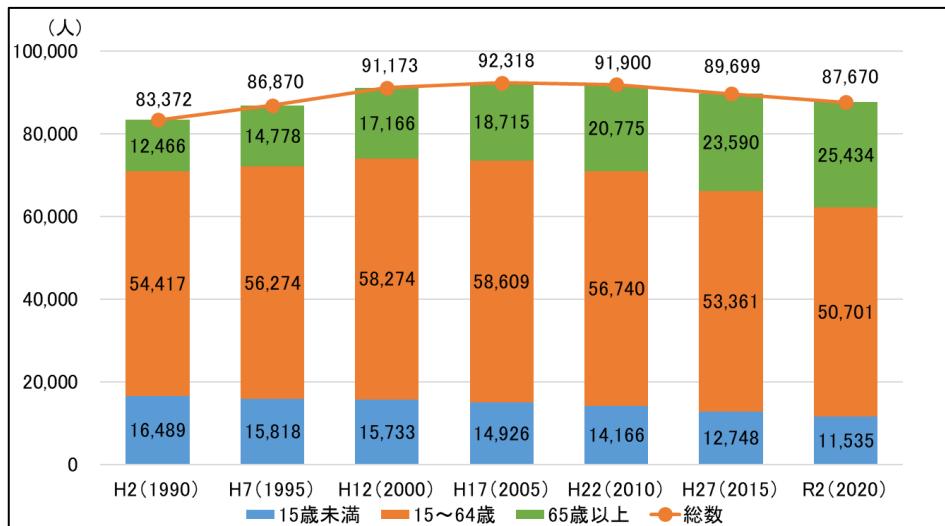
#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成 17 年（2005 年）の 92,318 人をピークに減少へと転じ、令和 2 年（2020 年）には 87,670 人となりました。平成 22 年（2010 年）から令和 2 年（2020 年）までの 10 年間で 4,230 人減少しており、人口減少の傾向がより顕著になっています。

年齢区分別の人口割合の推移を見ると、平成 2 年（1990 年）から令和 2 年（2020 年）にかけて、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）の割合はともに減少しています。

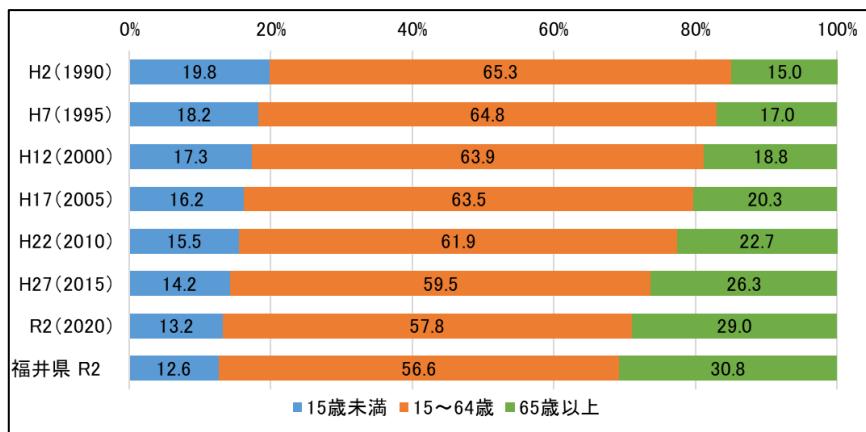
一方で、高齢人口（65 歳以上）は、平成 2 年（1990 年）の 15.0% から令和 2 年（2020 年）には 29.0% へと大きく増加しました。福井県の高齢人口割合（30.8%）と比較するとやや低いものの、本市においても少子高齢化が着実に進行していることが分かります。

【総人口及び年齢 3 区別人口の推移】



資料：国勢調査

【年齢 3 区別人口割合の推移】



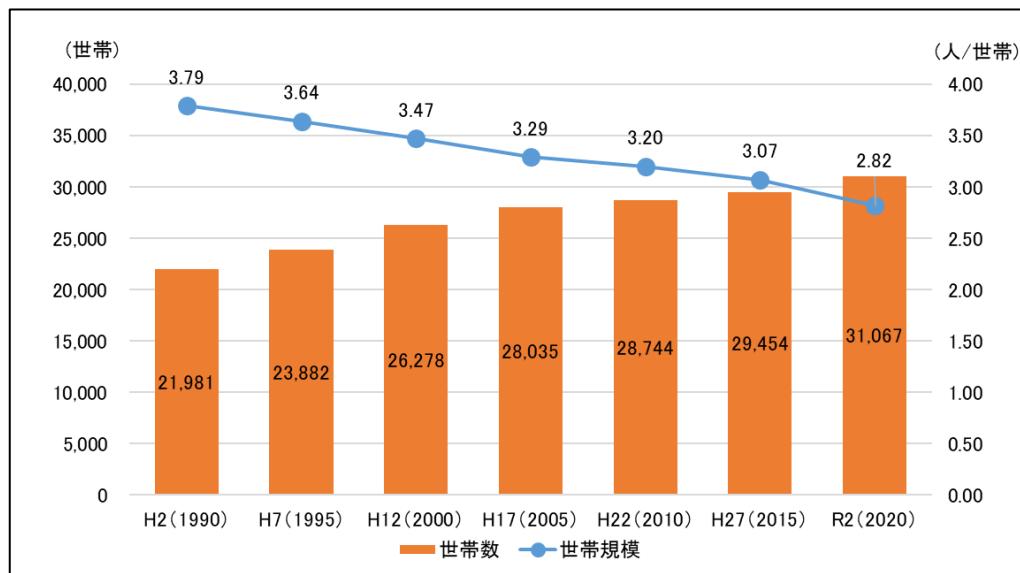
資料：国勢調査

## (2) 世帯の状況

平成2年(1990年)以降、本市の世帯数は一貫して増加しており、令和2年(2020年)には31,067世帯と、3万世帯を超えるました。一方で、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平均2.82人と、3人を下回る水準となっています。

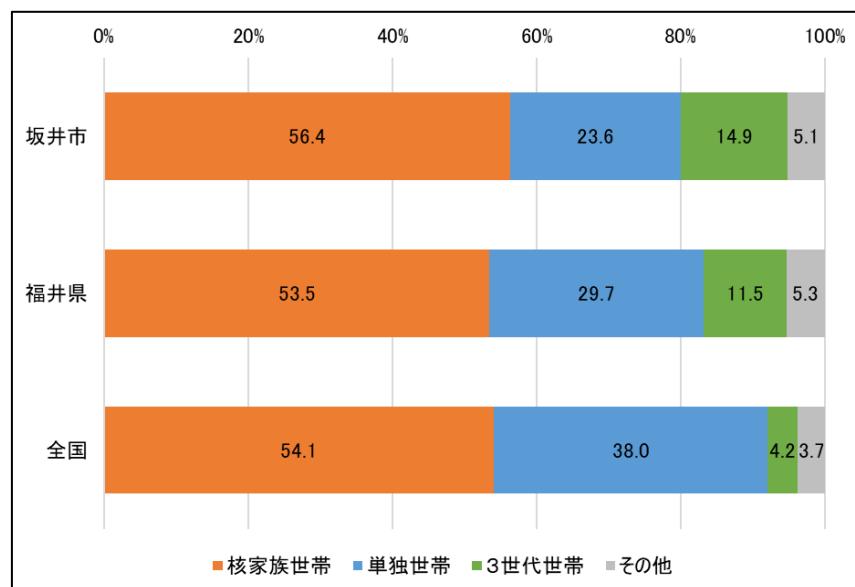
また、世帯の家族類型では、核家族世帯が半数以上を占めており、これは全国的な傾向と一致していますが、本市では多世帯同居の割合が高く、3世代世帯の割合は14.9%と、全国平均(4.2%)や福井県平均(11.5%)を大きく上回っています。

【坂井市の世帯数及び世帯人員の推移】



資料：国勢調査

【世帯の家族類型の比較(坂井市・福井県・全国)：令和2年(2020年)】



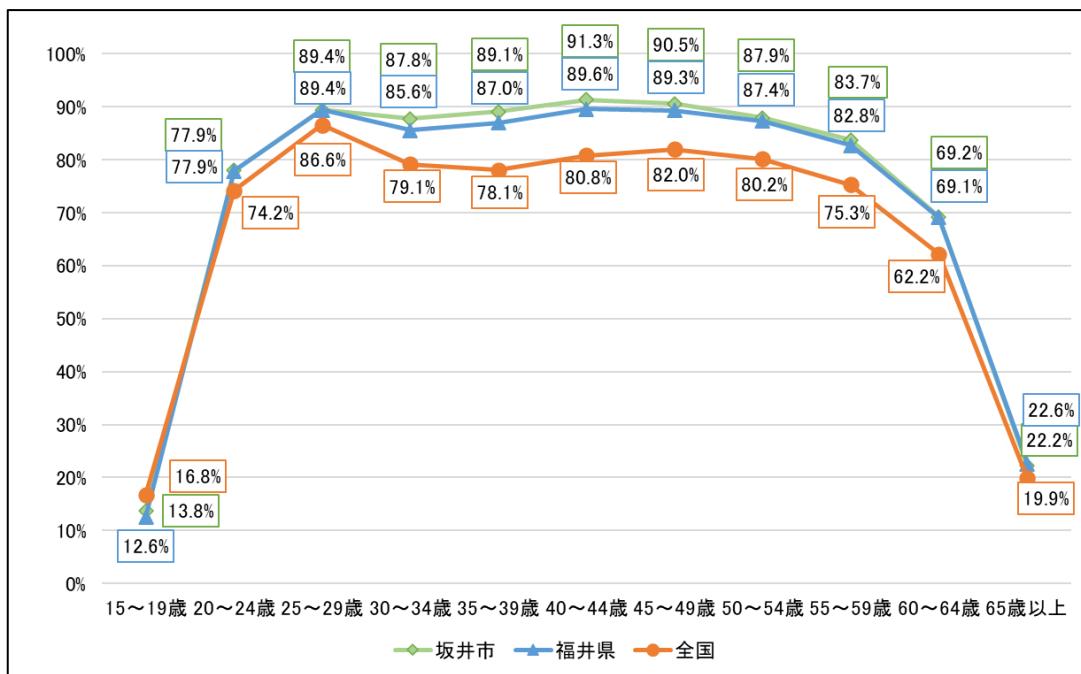
資料：国勢調査

### (3) 労働の状況

令和2年（2020年）の女性の年齢別労働力率において、本市は20～64歳の各年代で全国及び福井県の平均を上回る水準となっています。一方で、30～34歳の層では他の年齢層と比較して労働力率がやや低下しており、出産や育児を理由に職場を離れる女性が一定数存在していることがうかがえます。

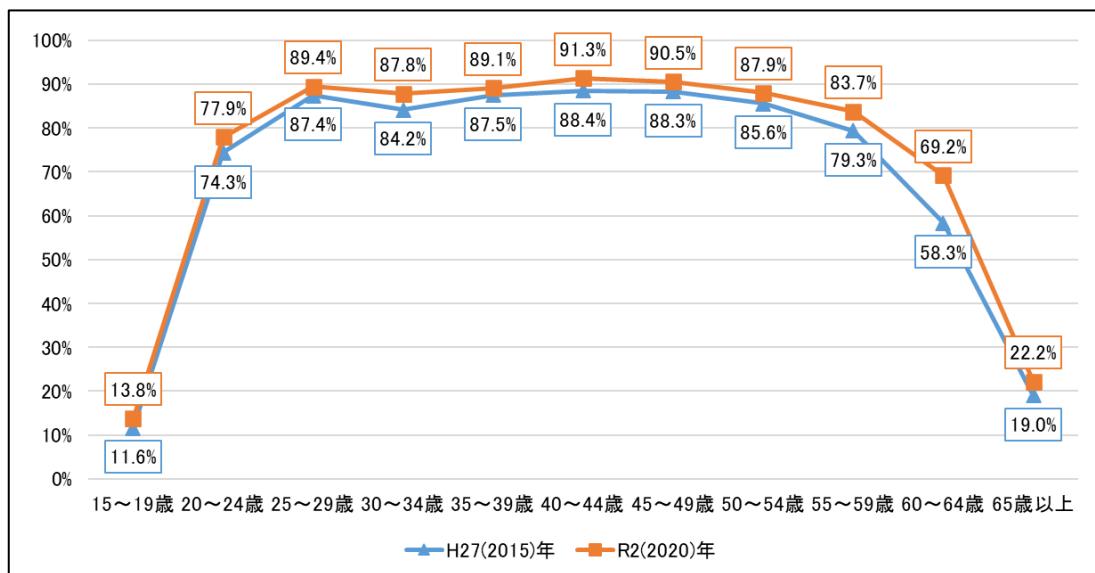
平成27年（2015年）から令和2年（2020年）の女性の年齢別労働力率の経年比較では、全年齢層で上昇しています。特に、高齢層において顕著であり、60～64歳で58.3%から69.2%へ、65歳以上で19.9%から22.2%へと、それぞれ大きく増加しています。

【女性の年齢別労働力率の比較（坂井市・福井県・全国）：令和2年（2020年）】



資料：国勢調査

【坂井市の女性の年齢別労働力率の経年比較】



資料：国勢調査

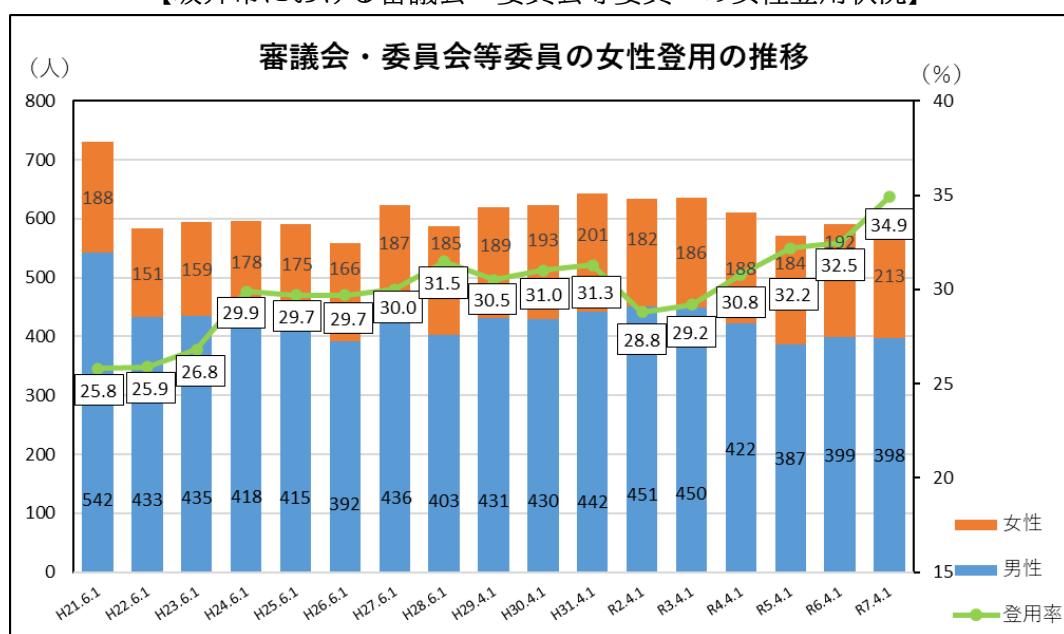
#### (4) 政策・方針決定の場における女性の参画状況

市の審議会・委員会等委員への女性委員の登用率は、平成 21 年（2009 年）の 25.8%から徐々に上昇し、30%前後で推移してきました。

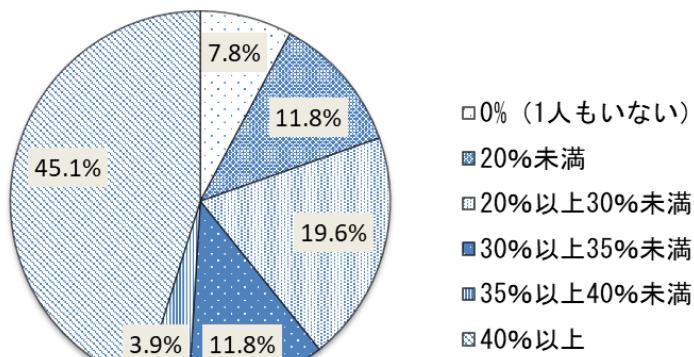
令和 2 年（2020 年）には一時的に 28.8%にまで低下しましたが、その後は再び増加に転じ、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日時点では 34.9%と、過去最高の登用率となっています。

なお、目標値である「40%以上」には届いておらず、女性委員がいない審議会・委員会等も全体の 7.8%存在しています。

【坂井市における審議会・委員会等委員への女性登用状況】



審議会・委員会等の女性登用率別割合

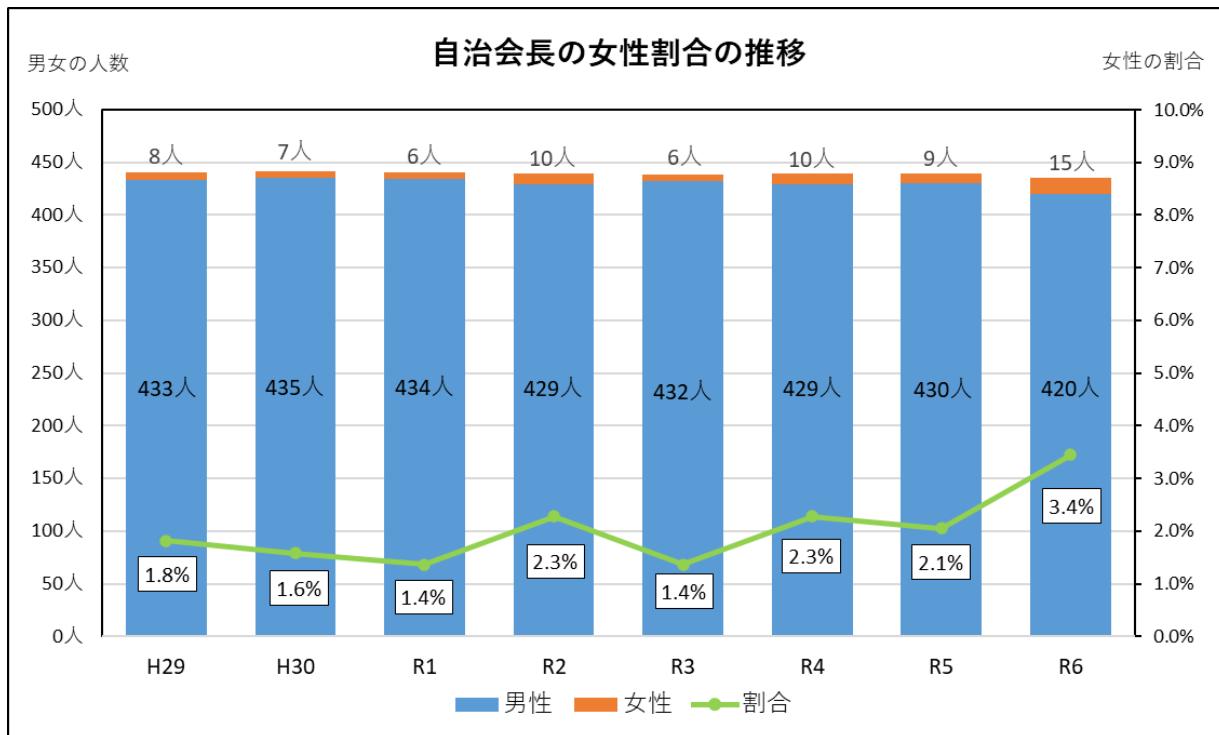


資料：府内登用率調査（令和 7 年 4 月 1 日現在）

また、坂井市内における女性の自治会長の割合は、平成 29 年（2017 年）時点で 1.8% と非常に低い水準でした。その後も 1~2% 台で推移し、令和 6 年（2024 年）時点では 3.4% となっています。

依然として女性の自治会長の割合は全体の数% の状態が続いている、男女共同参画の観点からは大きな課題が残されています。地域における意思決定の場への女性の参画促進が求められます。

### 【坂井市における自治会長に占める女性の状況】



資料：内閣府男女共同参画局

「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## 2. 市民アンケート調査からみる坂井市の状況

本計画改定にあたり、「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「坂井市女性活躍加速化アンケート調査」を実施しました。調査の概要と主な結果は、以下のとおりです。

### (1) 調査の概要

#### ①男女共同参画に関する市民意識調査

調査対象	坂井市内居住の 18 歳以上の市民 3,350 人（無作為抽出）及び広報による募集
調査期間	令和 7 年（2025 年）3 月 3 日～4 月 20 日
調査方法	郵送による配布・回収、オンラインによる回答
回収数	843 件

#### ②坂井市女性活躍加速化アンケート調査

	事業所	女性社員
調査対象	市内の従業員 20 人以上の事業所 244 社	左記の事業所に勤務する女性社員 244 人
調査期間	令和 7 年（2025 年）3 月 3 日～4 月 20 日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数	48 件	101 件

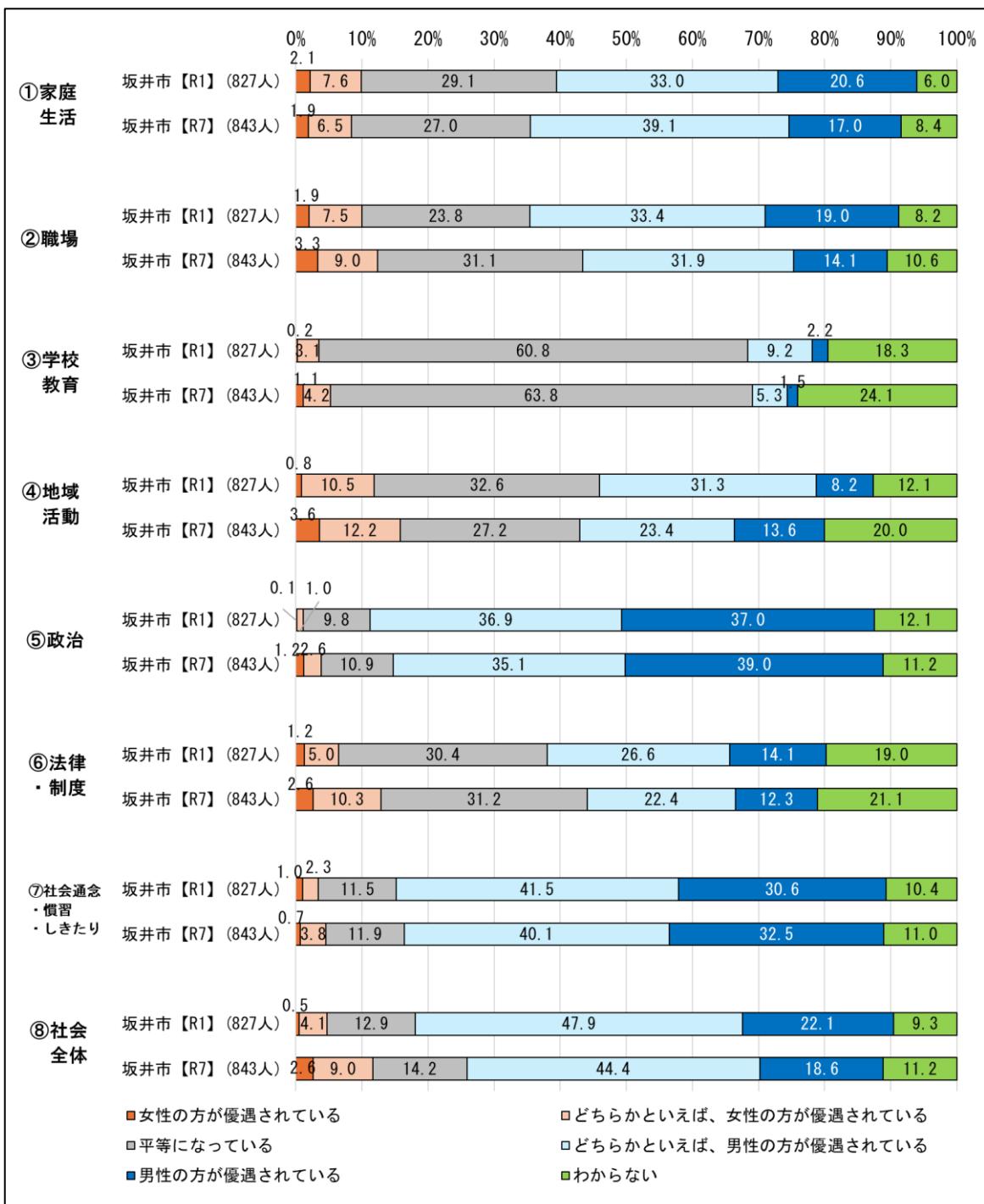
### (2) 主な結果のまとめ

#### ①男女の役割や地位に関する意識について《市民意識調査 問 1・問 2》

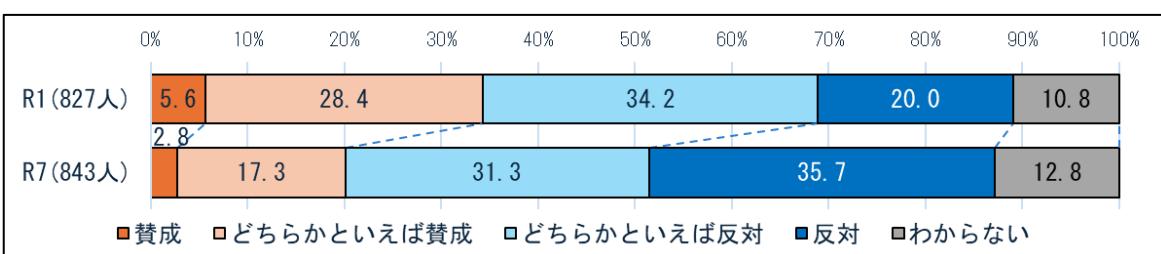
男女の地位に関する設問では、「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じる割合が依然として高くなっていますが、「社会通念・慣習・しきたり」については、大きな変化は見られませんでした。

また、「男（夫）は仕事」、「女（妻）は家庭」という考え方について、反対（「反対」と「どちらかといえば反対」と回答した割合は 6 割を超える）と賛成の考え方（「賛成」と「どちらかといえば賛成」）を持つ人は約 2 割となっています。

前回調査との比較から、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消傾向にあります。多くの分野で「男性優遇」と感じている人の割合が高くなっています。

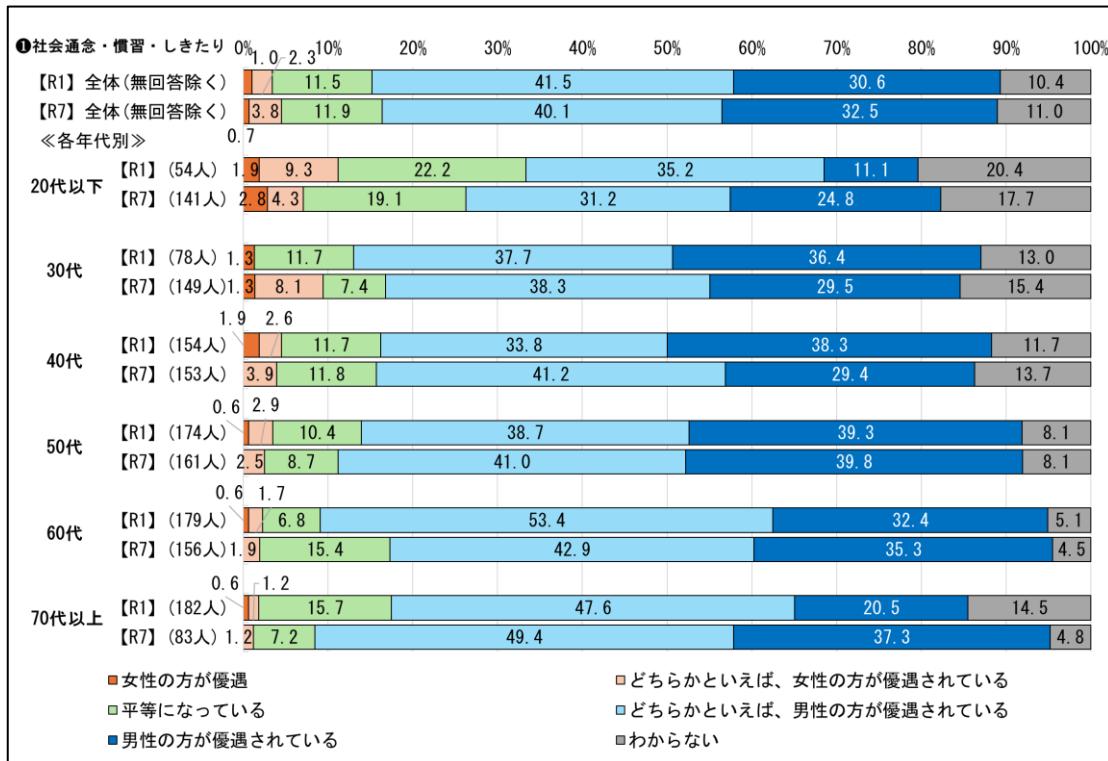


【「男(夫)は仕事」「女(妻)は家庭」という考え方について(単一回答)】



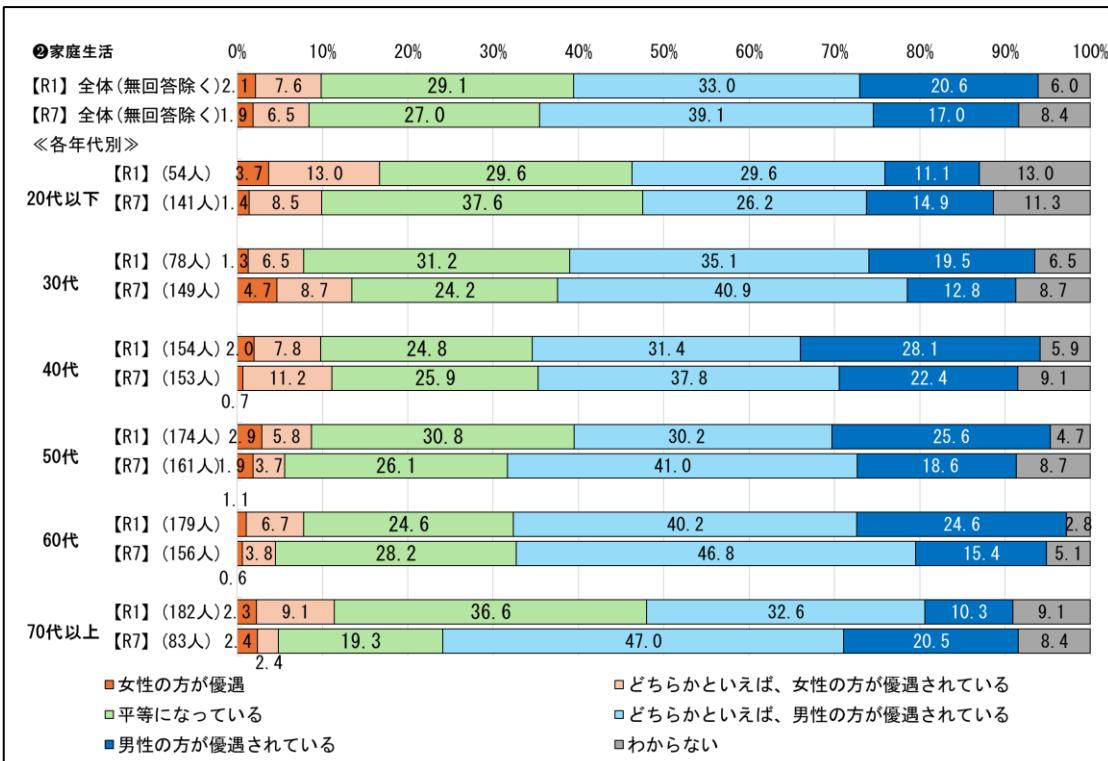
## ①「社会通念・慣習・しきたり」に対する考え方の全体及び各年代別割合

「平等」と回答した割合は、最も高かったのが20代以下で19.1%となっており、前回調査と同水準でした。一方、「男性優遇」及び「どちらかといえば男性優遇」と回答した割合は、全年代で合わせて7~8割に達しており、依然として男性優遇の認識が強く見られます。



## ②「家庭生活」に対する考え方の全体及び各年代別割合

前回調査との比較では、「平等」と回答した割合が20代以下で37.6%と増加した一方、70代以上では19.3%と減少しており、世代間で意識の差が見られます。全体としては、5割から6割程度の人が「男性優遇」と感じている状況です。

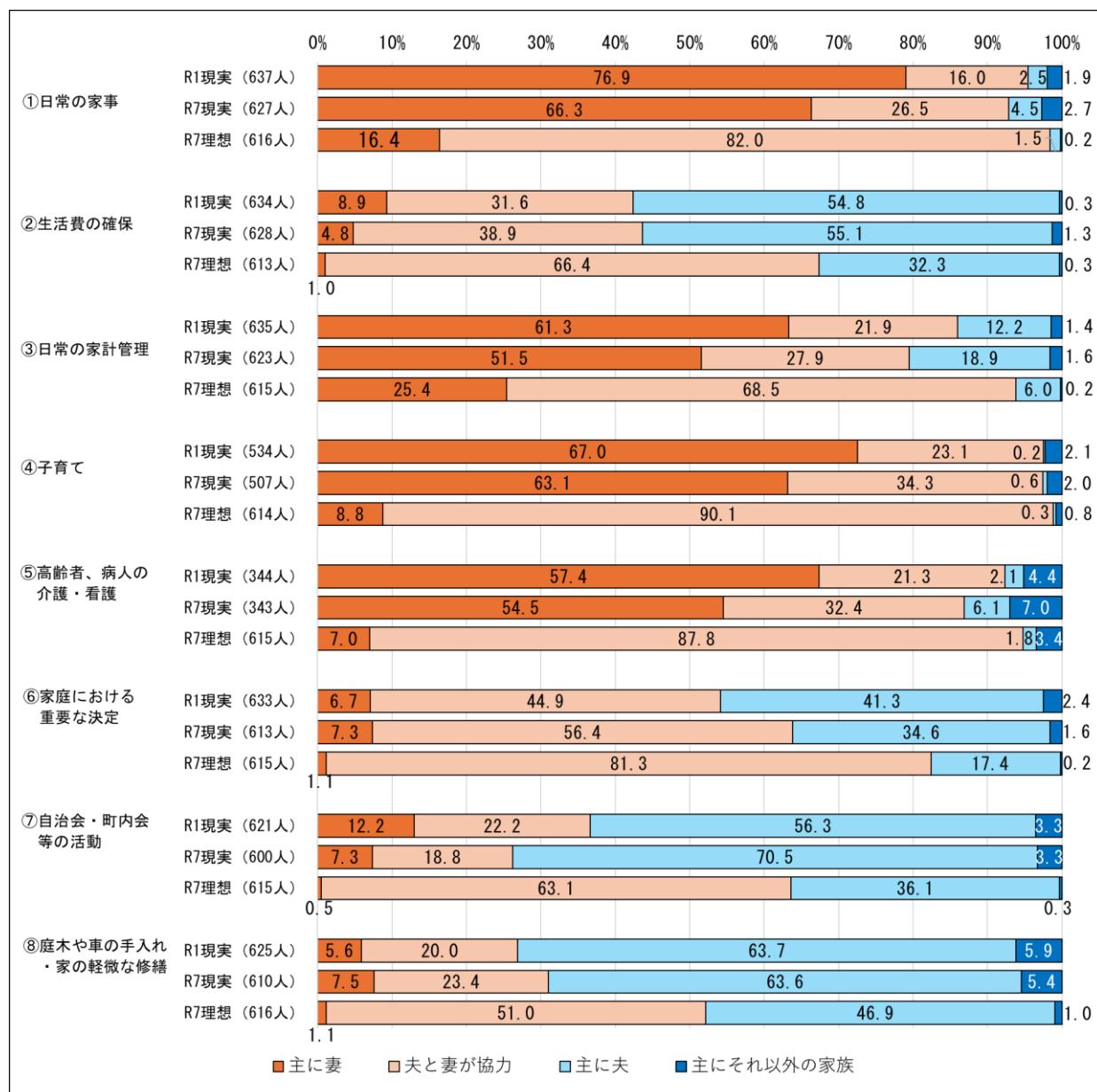


## ②仕事と家庭生活・地域活動の両立《市民意識調査 問3・問4・問5》

家事や子育て、介護といった家庭内の役割分担について、「夫婦同程度が理想」と考える人が多いことが分かりました。しかし、実際の状況では、これらの家庭内の負担を主に「妻」が担っている傾向が見られ、生活費の確保や自治会活動など、家庭外の役割については「夫」が多く担っているという回答が多くありました。

「男性は仕事、女性は家庭」に対して反対の考え方を持つ人が増え、意識面で変化が見られるようになりました。しかしながら、現実には女性が家庭内の役割を多く担っている状況が続いている、意識と実態の間にギャップがあることが浮き彫りとなっています。

【現実と理想の役割分担(単一回答)既婚者のみ】

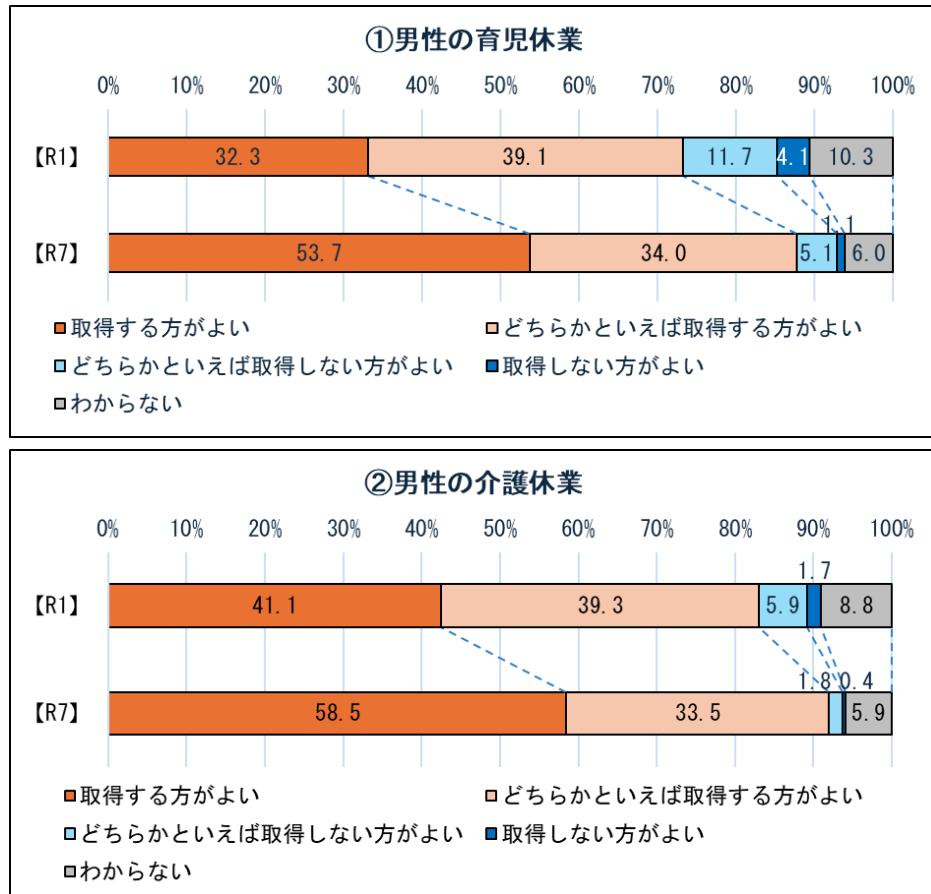


【現実の役割分担】の「④子育て」「⑤高齢者、病人の介護・看護」は非該当を除いて集計しています。

### ③男性の「育児休業・介護休業制度」の利用について《市民意識調査 問9》

取得する方がよい（「取得する方がよい」と「どちらかといえば取得する方がよい」）という割合が育児で87.7%、介護で92.0%と、いずれも8割を大きく超える結果となりました。男性の育児休業や介護休業について肯定的な考え方が多くなっています。

【男性が「育児休業・介護休業制度」を利用することについて(単一回答)】



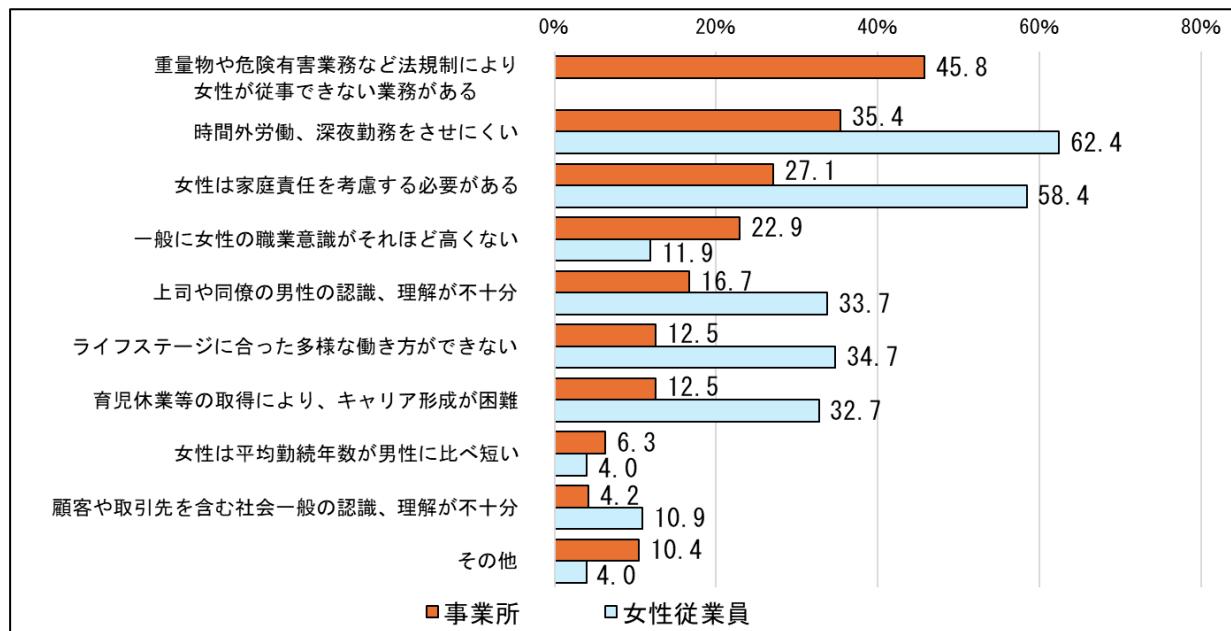
回答者数：843人

### ④女性の活躍の推進について《事業所 問10(3)・問23、女性社員 問14・問21》

女性の活躍推進の支障になっているものとして、事業所、女性社員の双方から共通して「女性は家庭責任を考慮する必要がある」や「時間外労働、深夜勤務をさせにくい」の回答割合が高くなっています。事業所側では「重量物や危険有害業務など法規制により女性が従事できない業務がある」との回答割合が最も多くなっています。

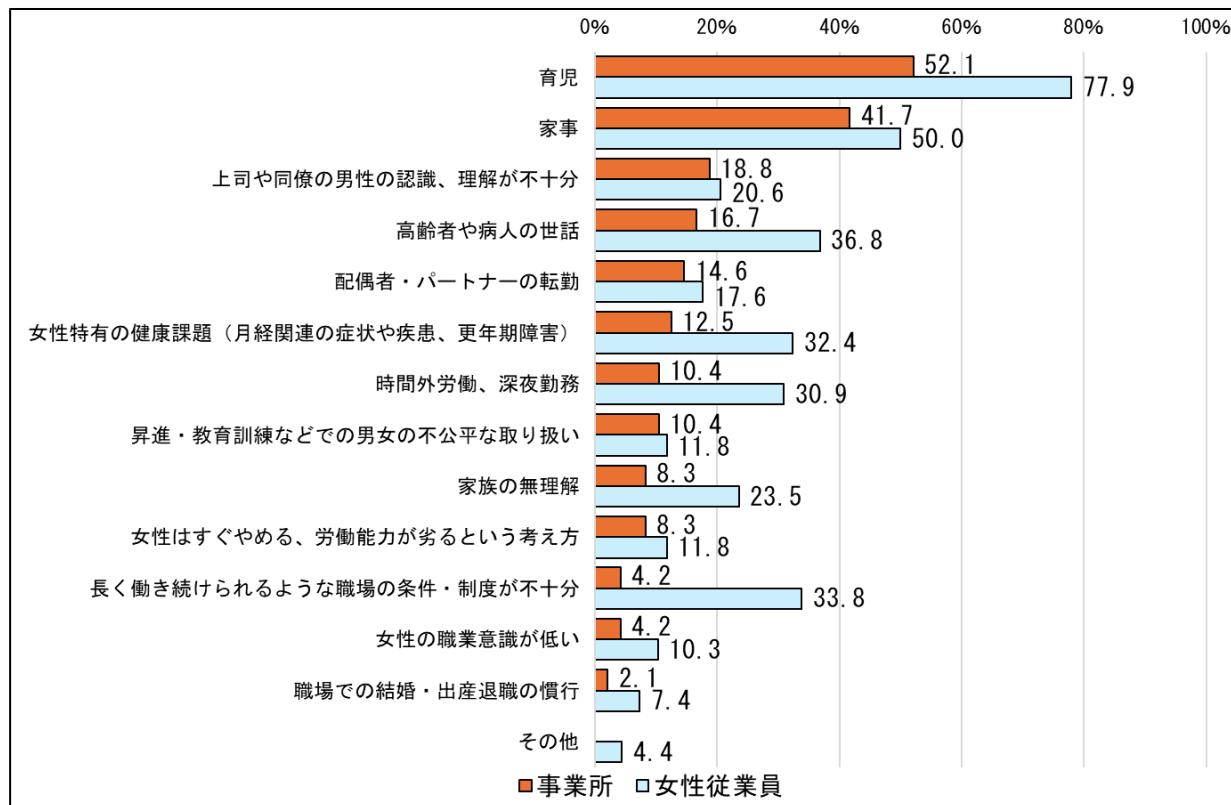
また、女性が長く働き続ける上での障壁として、「育児」や「家事」、「高齢者や病人の世話」の割合が高くなっています。特に注目すべきは、「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」や「女性特有の健康課題」との認識において、女性社員側と事業所側との間に大きな意識の乖離が見られる点です。女性社員からは、女性が働きやすい職場環境が十分に整っていないとの回答が多い一方で、事業所側の認識は相対的に少なく、両者の認識には差が見られます。女性社員の声に耳を傾け、男女がともに働きやすい環境整備を進めることが、人材確保や地域の持続的な発展につながります。

## 【女性の活躍推進の支障になっていること(複数回答)】



回答者数：48 事業所/101 人

## 【女性が長く働き続けることを困難にしたり、さまたげになっているもの（複数回答）】

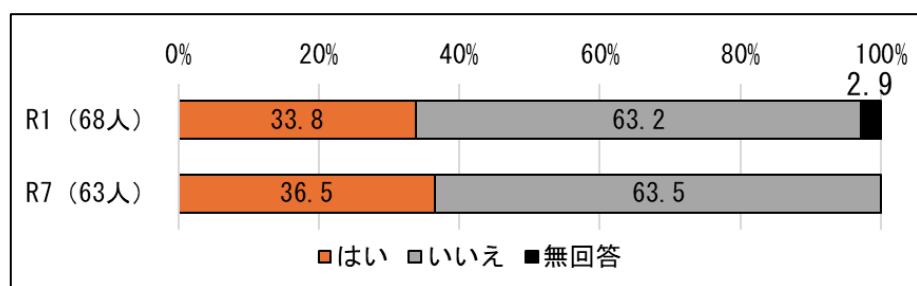


回答者数：48 事業所/101 人

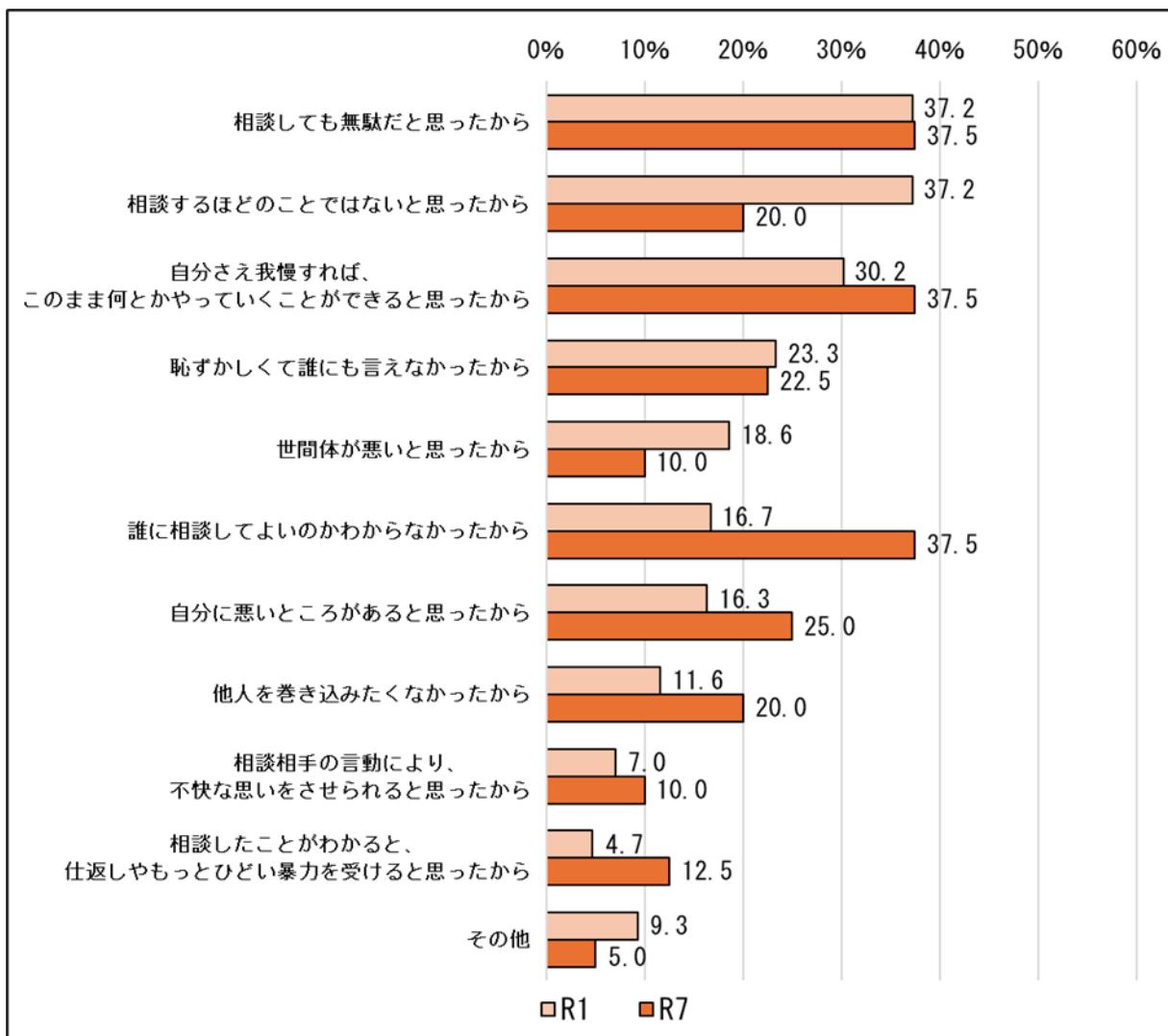
## ⑤性と人権について《市民意識調査 問13》

DV被害を受けた人のうち、約6割が「相談しなかった」と回答しています。理由としては「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから」が約4割を占め、被害の声を上げづらい状況にある人が多く、相談に至っていないことがうかがえます。

【DVをどこかに相談しましたか(単一回答)】



【DVを相談しなかった理由(複数回答)】

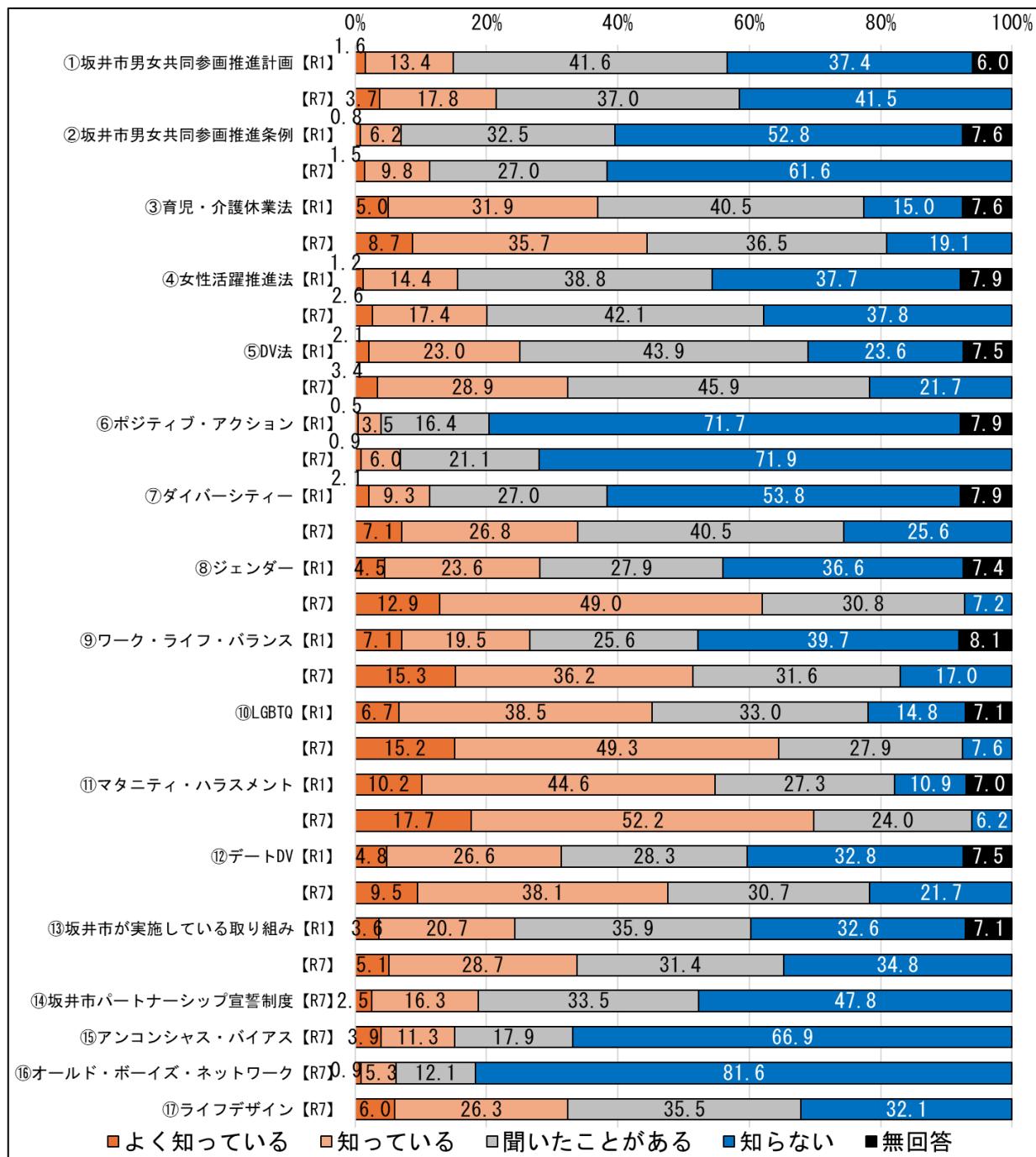


回答者数：40人

## ⑥男女共同参画社会の実現について《市民意識調査 問15》

男女共同参画に関する用語の認知度については、「マタニティ・ハラスメント」が最も高く、69.9%の人が「知っている」と回答しました。「LGBTQ」や「ジェンダー」も比較的高い認知度を示しています。一方で、「オールド・ボーイズ・ネットワーク」については、81.6%が「知らない」と回答しており、認知度の低さが際立っています。前回調査と比較すると、多くの用語において「知っている」と回答する割合が増加しており、市民の理解が徐々に広がっていることがうかがえます。

【①～⑯の「ことがら」や「ことば」を見たり聞いたりしたことはありますか(単一回答)】



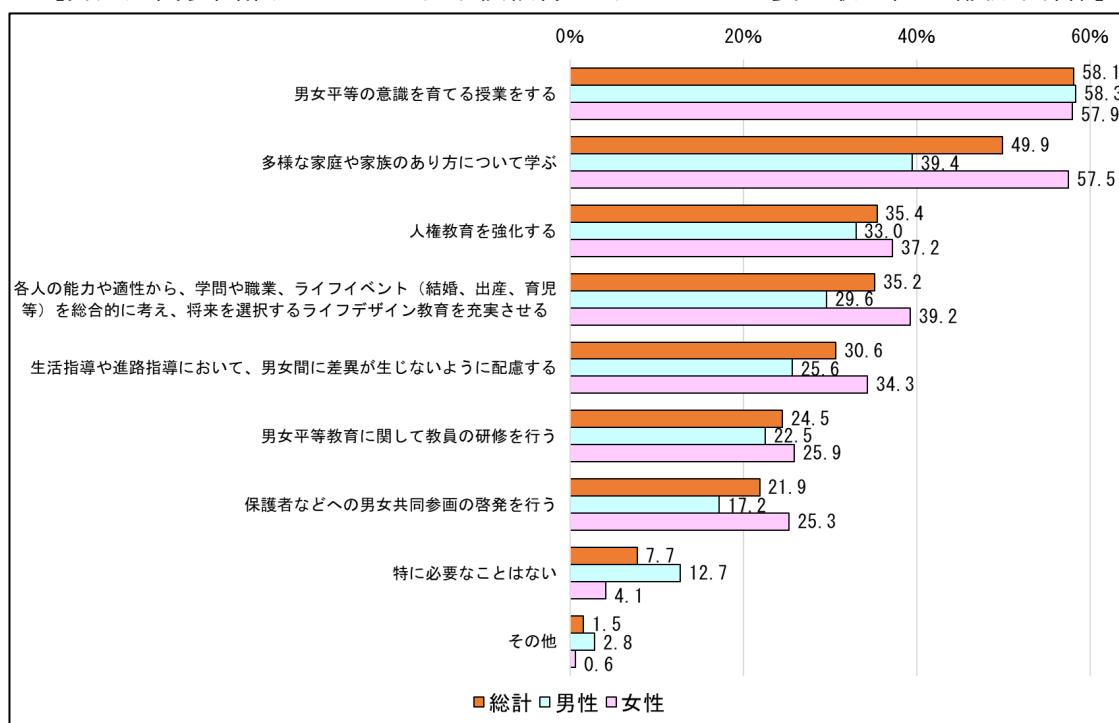
回答者数：(R1)827人 (R7)843人

- ※①：坂井市が策定した、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な方針や取り組みを示す計画。
- ※②：平成 18 年（2007 年）に制定した、坂井市における男女共同参画の推進を目的とした条例。
- ※③：平成 4 年（1992 年）施行の育児休業法に、介護休業制度を追加した平成 7 年（1995 年）施行の法律。
- ※④：平成 28 年（2016 年）施行の法律で、職場での女性活躍を推進するために企業の取り組みを促すもの。
- ※⑤：配偶者などからの暴力（DV）を防止し、被害者を保護するための法律。
- ※⑥：働く意欲の高い女性の積極的登用など、男女労働者間に根付く役割意識の解消に向けた、企業の自主的な取り組みや制度。
- ※⑦：性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、多様な人材を積極的に活用しようとする考え方。
- ※⑧：生物学的な性別とは異なり、社会的・文化的な背景によって形成される性のあり方。
- ※⑨：仕事と生活、どちらも充実させることを目指す考え方。
- ※⑩：性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を表す言葉で、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字を組み合わせたもの。
- ※⑪：妊娠・出産を理由に、職場で不利益な扱いや嫌がらせを受けること。
- ※⑫：交際中の若いカップルの間で起こる暴力行為。
- ※⑬：坂井市が実施している男女共同参画に関する取り組み（例：男女共同参画推進委員会、赤ちゃん抱っこ体験学習、イクボス推進、婚活イベントなど）。
- ※⑭：性的少数者など多様なパートナーシップを尊重する制度。坂井市は令和 5 年（2023 年）に導入。
- ※⑮：気づかぬうちに持っている偏見や思い込み。
- ※⑯：男性中心の価値観や人間関係が根強く残る組織文化をさす言葉。
- ※⑰：進学、就職、結婚、妊娠・出産、子育てなどを含む、人生全体の設計や計画。

## ⑦学校教育について《市民意識調査 問 20》

学校教育において望まれる内容として、「男女平等の意識を育てる授業をする」が 58.1% と最も多く、次いで「多様な家庭や家族のあり方について学ぶ」が 49.9% となりました。特に女性の回答では、「多様な家庭や家族のあり方について学ぶ」が 57.5% と高く、教育現場における多様性の理解促進への期待が示されています。

【男女共同参画推進のために、学校教育の場において必要な取り組み(複数回答)】

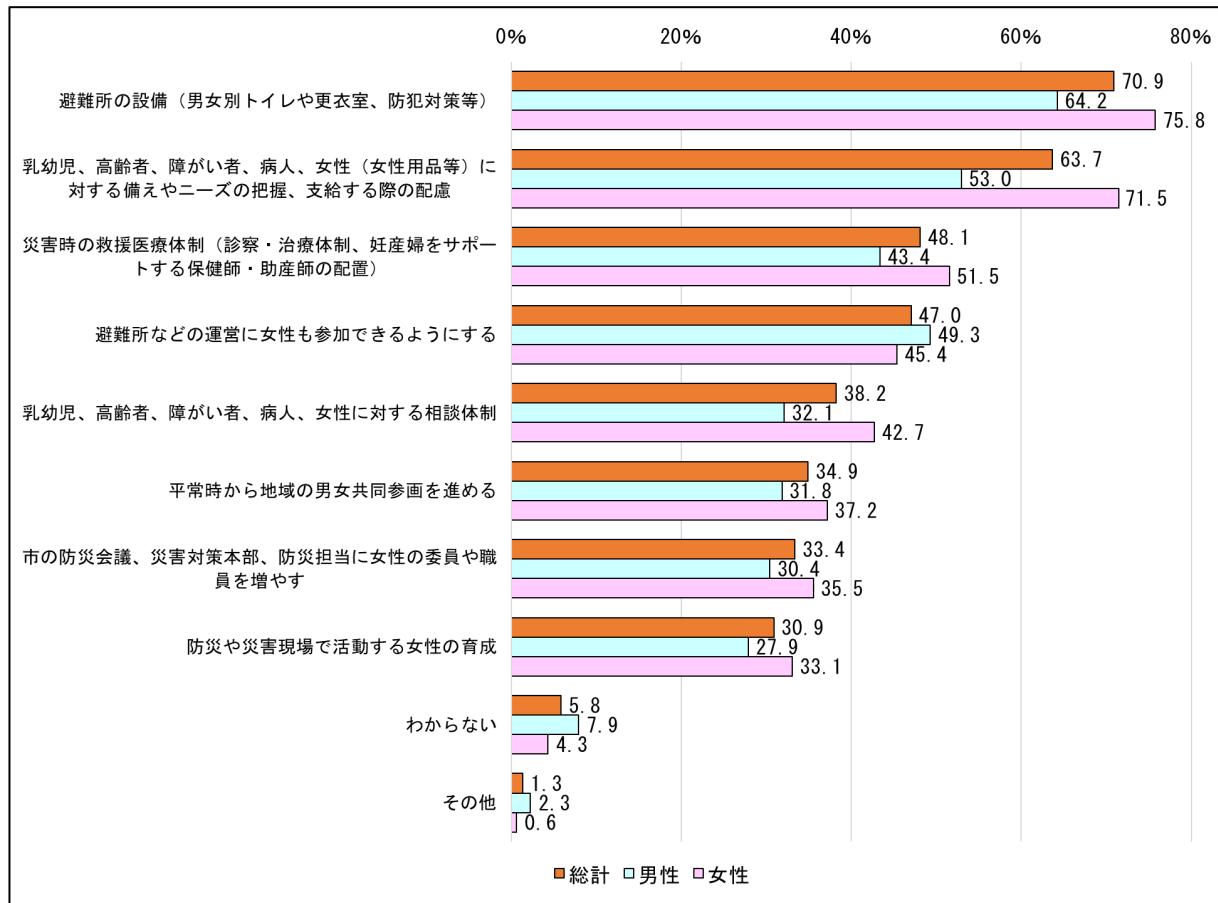


回答者数：843 人

## ⑧防災の分野について《市民意識調査 問21》

男女ともに「避難所の設備（男女別トイレや更衣室、防犯策等）」の回答が最も多く、次いで「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が多い結果となりました。「避難所などの運営に女性も参加できるようにする」を除いて、すべての選択肢で女性の回答率が男性を上回っています。

【男女共同参画社会推進のために、防災の分野において特に必要なこと（複数回答）】



回答者数：843人

### 3. 坂井市男女共同参画推進計画の評価

毎年、重点目標に対する進捗状況を取りまとめ、坂井市男女共同参画審議会で評価を受けています。

#### ●評価の基準

- A：男女共同参画の視点をもって、施策を実施した。重点目標や施策の方向に関して効果が認められる。
- B：男女共同参画の視点をもって、施策を実施した。または施策を継続できている。
- C：男女共同参画の視点をもって、一部の施策を実施した。
- D：男女共同参画の視点をもって、実施できなかった。

#### 基本目標I 意識を変える

重点目標	R3 評価	R6 評価	比較
1. 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革	B	B	変動なし
2. 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実	A	A	変動なし
3. メディアにおける男女の人権の尊重	A	A	変動なし

#### 基本目標II 参画する

重点目標	R3 評価	R6 評価	比較
4. あらゆる分野への男女共同参画の促進	C	B	上昇
5. 働く喜びを分かち合える職場づくり	B	B	変動なし
6. やすらぎを感じ合える豊かなくらし	B	B	変動なし
7. 安心して子育て・介護ができる環境整備	B	A	上昇
8. 農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の確立	B	B	変動なし
9. 国際理解と交流の推進	B	B	変動なし
10. 男女双方の視点を生かした取り組みの推進	B	B	変動なし

#### 基本目標III 支え合う

重点目標	R3 評価	R6 評価	比較
11. 安全・安心に暮らせる社会づくり	B	B	変動なし
12. あらゆる暴力の根絶	A	A	変動なし
13. 男女が共に思いやる健康づくり	A	A	変動なし

## 第3章 計画の目指す方向

### 1. 基本理念

本計画の基本理念は、平成19年（2007年）4月に制定した「坂井市男女共同参画推進条例」で定める6つの基本理念に基づいており、すべての施策の方向性を示す指針として計画全体の基盤となっています。また、坂井市総合計画後期基本計画に示す本市独自の8つのウェルビーイング指標も、これらの基本理念を補完する視点として本計画にも反映しています。

#### 男女の人権の尊重

男女それぞれの人権が等しく尊重され、性別に関りなく個性と能力を発揮する機会が得られる社会を目指します。

#### 固定的な性別役割分担意識や制度・慣行の見直し

男女が社会活動を行う上で、固定的な性別役割分担意識や慣習等にとらわれず自由な選択ができるよう、男女共同参画の視点に立ったあらゆる角度からの見直しを図り、男女共同参画社会の形成に寄与します。

#### 政策・方針の立案及び決定過程への平等な参画

男女がいろいろな方針決定に、企画の段階から共同参画する機会が確保されるよう、あらゆる場に働きかけていきます。

#### 家庭生活における活動と、職業生活等における活動との両立

男女が共に社会参画していくために、互いに協力し、社会の支援を受けながら、家事や子育て、介護等の家庭における活動と、職場や地域における活動を両立できるよう支援します。

#### 性と生殖に関する健康と理解及び、生涯を通じた健康支援

男女がそれぞれの身体的な特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他、性に関することについて互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう支援します。

#### 国際的な取り組みの理解及び協調

我が国の男女共同参画の推進が、国際社会の動きと密接に関係していることにかんがみ、国際社会の動向を考慮しながら、本市の男女共同参画社会の実現を目指します。

## 2. 基本目標

基本理念を具体化するために、3つの基本目標を定め、13の重点目標を設定し、坂井市における男女共同参画の推進を総合的かつ計画的に進めます。

### 基本目標Ⅰ 意識を変える

#### ●重点目標1 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革

家事・育児・介護は女性の仕事といった固定観念や、地域における慣習・しきたりなどについて、男女共同参画の視点から改善するよう働きかけます。

#### ●重点目標2 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実

性別にとらわれず個人の個性や能力を十分発揮することができるよう、互いの違いを認め、多様性を尊重し合う社会を目指して、男女共同参画の視点に立った教育や生涯学習を推進します。

#### ●重点目標3 メディアにおける男女の人権の尊重

メディアを通じて発信される情報により、男女の人権が侵されないよう、適切な内容や表現の使用に取り組みます。

### 基本目標Ⅱ 参画する

#### ●重点目標4 あらゆる分野への男女共同参画の促進

地域や企業、団体などと連携を図りながら、女性の意見が地域社会や行政に反映されるよう、あらゆる分野での女性の登用促進・人材育成に努めます。

#### ●重点目標5 働く喜びを分かち合える職場づくり

家庭・社会・労働等の場のあらゆる機会において、男女共同参画の意識を醸成し、働きやすい職場環境や働く男女を支援するための仕組みの充実に努めます。

#### ●重点目標6 やすらぎを感じ合える豊かな暮らし

働く人が心身共に健康に暮らしていくためのワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や組織、行政などが協働し、雇用環境の整備や社会的な支援策などの充実に努めます。

#### ●重点目標7 安心して子育て・介護ができる環境整備

男女が性別に関りなく、互いに協力して家庭・地域・職場を担っていくための啓発活動を行い、社会全体の目標として、働きながら安心して子育てや介護ができる環境づくりを進めていきます。

## ●重点目標8 農林漁業及び商工など自営業における男女共同参画の確立

農林漁業や商工など自営業に従事する女性が、主体的な役割に参画できるよう積極的に支援し、女性の担い手育成につながるよう努めます。

## ●重点目標9 国際理解と交流の推進

各国の異なる政治や経済、社会、文化、言語、慣習の違いを超えて理解し合い、連帯を強めるための情報の収集と学習の推進を目指します。

## ●重点目標10 男女双方の視点を生かした取り組みの推進

多様な発想や活動の活性化により、防災やまちづくりなどの分野において新たな発展へつながるよう、男女共同参画の視点に立った取り組みを推進します。

### 基本目標Ⅲ 支え合う

## ●重点目標11 安全・安心に暮らせる社会づくり

積極的な社会参加により、誰もが生き生きと安全で安心して暮らせる社会づくりを目指します。また、ひとり親家庭の生活の安定に向けた支援の充実に努めます。

## ●重点目標12 あらゆる暴力の根絶

人権侵害につながる、あらゆる「暴力」の根絶に向けた啓発活動や予防活動、相談体制の充実を図ります。

## ●重点目標13 男女が共に思いやる健康づくり

男女とも自らが主体的に健康管理をする意識を高め取り組むことができるよう、ライフステージに応じた健康保持・増進対策の充実に努めます。また、薬物乱用、喫煙、飲酒などによる健康被害や犯罪の増加などの課題解決に向けて、地域や学校など社会全体で取り組みます。

## ◆ 第2次坂井市男女共同参画推進計画と『SDGs』との関係

エスディージーズ

SDGs (Sustainable Development Goals『持続可能な開発目標』) とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された、国際社会全体の共通目標です。平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの15年間で達成すべき、17のゴール（目標）と169のターゲット（より具体的な目標）で構成されています。

その基本理念は「誰一人取り残さない」ことです。持続可能で、多様性と包摂性のある社会を目指し、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、経済・社会・環境に関する幅広い課題に統合的に取り組むことが求められています。

SDGsの目標には、多岐にわたる目標が掲げられています。その中の一つに「ジェンダー平等の実現」があります。すべての目標の達成には、環境・経済・社会のつながりを意識し、総合的に課題を解決していくことが重要です。

本計画においても、男女共同参画の推進を通じて、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

### SDGsの17の目標

 1. 貧困をなくそう	 10. 人や国の不平等をなくそう
 2. 飢餓をゼロに	 11. 住み続けられるまちづくりを
 3. すべての人に健康と福祉を	 12. つくる責任つかう責任
 4. 質の高い教育をみんなに	 13. 気候変動に具体的な対策を
 5. ジェンダー平等を実現しよう	 14. 海の豊かさを守ろう
 6. 安全な水とトイレを世界中に	 15. 陸の豊かさも守ろう
 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 16. 平和と公正をすべての人に
 8. 働きがいも経済成長も	 17. パートナーシップで目標を達成しよう
 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	資料:国際連合広報センター ホームページ

### 3. 施策の体系

本市の現状や前計画の評価を踏まえ、施策の方向の中でも優先的に取り組むべき施策を重点施策として設定します。

〈基本目標〉 〈重点目標〉 〈施策の方向 ★重点 …重点施策〉

I 意識を 変える	1 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革	(1)男女共同参画の視点からの社会制度・慣習・しきたりの見直し <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 5px; padding: 2px 5px;">★重点</span>
		(2)市民の自主的な活動に対する支援・促進
		(3)男女共同参画に関する情報・資料の収集、情報提供の推進
		(4)多様な性的指向・性自認への理解促進
II 参画する	2 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
		(2)学校・保育園等における男女平等の教育
		(3)男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
III 協働する	3 メディアにおける男女の 人権の尊重	(1)メディアにおける男女共同参画の推進
		(2)行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進

III 協働する	4 あらゆる分野への 男女共同参画の促進	(1)地域・企業・団体等における男女共同参画の促進 <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 5px; padding: 2px 5px;">★重点</span>
		(2)女性の人材育成と情報の提供
		(3)審議会等への女性の参画の促進 <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 5px; padding: 2px 5px;">★重点</span>
		(4)行政・企業における女性職員の登用拡大
IV 実現する	5 働く喜びを分かちえる 職場づくり	(1)均等な雇用の機会と待遇確保の推進
		(2)能力開発及び能力発揮のための支援
		(3)働く女性のライフステージに配慮した職場環境の推進
V 育むする	6 やすらぎを感じえる 豊かな暮らし	(1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備・社会的支援 <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 5px; padding: 2px 5px;">★重点</span>
		(2)多様なライフスタイルに対応した支援策の充実
VI 守るする	7 安心して子育て・介護 ができる環境整備	(1)家事・育児・介護に対する男女の相互理解と協力 <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 5px; padding: 2px 5px;">★重点</span>
		(2)男女が共に参画する福祉のまちづくりの促進
		(3)男女が共に参画する地域づくりの促進

II 参画する	8 農林漁業及び商工等 自営業における 男女共同参画の確立	(1)地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し (2)女性の主体性を生かす就業条件の整備
	9 国際理解と交流の 推進	(1)国際理解のための学習の推進
		(2)国際交流の推進
III 支え合う	10 男女双方の視点を 生かした取り組みの 推進	(1)防災・減災（復興支援を含む）における推進 <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">★重点</span>
		(2)地域おこし、まちづくりにおける推進
		(3)環境保全における推進

III 支え合う	11 安全・安心に 暮らせる社会づくり	(1)高齢者の自立支援
		(2)障がい者の自立支援
		(3)困難な問題を抱える女性の自立支援
		(4)ひとり親家庭の自立支援
III 支え合う	12 あらゆる暴力の根絶	(1)暴力を許さない社会環境の整備
		(2)配偶者やパートナー等からの暴力の根絶 <span style="background-color: red; color: white; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">★重点</span>
	13 男女が共に思いやる 健康づくり	(1)生涯にわたる心身の健康づくりの支援
		(2)妊娠・出産等に関する母子の健康支援
		(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

計画の推進	(1)坂井市男女共同参画審議会
	(2)坂井市男女共同参画推進委員会
	(3)府内体制の整備
	(4)推進機能の充実
	(5)実施状況の公表
	(6)施策に対する意見の反映
	(7)国・県との連携
	(8)関係機関・企業・民間団体等との連携強化

## 4. 数値目標

指標【基本目標I 意識を変える】	現状 令和7年(2025年)	目標 令和12年(2030年)
«市民意識調査の回答» ・男女の役割や地位に関する意識 ①「社会通念・慣習・しきたり」について 『平等になっている』と回答した割合	11.9%	(次回調査時) 25%以上
②「家庭生活」について 『平等になっている』と回答した割合	27.0%	(次回調査時) 40%以上

指標【基本目標II 参画する】	現状 令和7年(2025年)	目標 令和12年(2030年)
審議会・委員会等への女性登用率	34.9% (令和7年4月1日現在)	40%以上
女性のいない審議会・委員会	7.8%	0%
坂井市の管理職に占める女性職員の割合	①参事職以上 45.0% (令和7年4月1日現在) ②課長職以上 26.0% (令和7年4月1日現在) ③部長職への女性登用 女性登用	坂井市特定事業主行動 計画(※3)の目標値 50% 30%以上 <sup>部長職への 女性登用</sup>
«市民意識調査の回答» ・男女の役割や地位に関する意識 「男(夫)は仕事」、「女(妻)は家庭」という考え方に対する『反対』の割合	35.7%	(次回:調査時) 40%以上
坂井市職員における男性の育児休業取得率	72.7% (令和6年度)	85%以上(※4)
「イクボス宣言企業」における男性の育児休業取得率	66.6% (令和6年度)	(次回:調査時) 85%以上(※4)
「イクボス宣言企業」における女性管理職の割合	—	(次回:調査時) 20%以上(※5)

指標【基本目標Ⅲ 支え合う】	現状 令和7年(2025年)	目標 令和12年(2030年)
«市民意識調査の回答» ・性と人権について 「DVを受けたとき、どこかに相談しましたか」の 『はい』の割合	36.5%	(次回:調査時) 40%以上

※3:国や地方自治体の機関等の特定事業主に対して策定が義務付けられ、坂井市は平成18年度に策定以降、現在、第六次(計画期間:2025年度~2029年度の5年間)計画を運用。目標値は令和11年度(2029年度)末で設定、次回見直しは令和12年度(2030年度)に予定。

※4:国が掲げる目標「男性の育児休業取得率 令和12年度(2030年度)までに85%」に準じる。

※5:第4次福井県男女共同参画計画(令和4年度~8年度)の目標「企業における女性管理職の割合 令和8年度(2026年度)までに20%」に準じる。

## 第4章 計画の内容

### 基本目標I 意識を変える



男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ男女共同参画社会を実現するためには、法律や制度の整備に加え、個々人の固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス（※6）を解消していくことが重要です。

令和元年（2019年）及び令和7年（2025年）に実施した坂井市の市民意識調査、ならびに国の世論調査によれば、多くの分野で「男性が優遇されている」と感じる割合（※7）が依然として高く、全国的にも性別役割分担意識が根強く残っていることが明らかとなりました。こうした意識や慣習が、男性中心の意思決定構造（オールド・ボーイズ・ネットワーク）を形成する一因となり、女性や若者の社会参画に影響を及ぼしていると考えられます。

このような状況を踏まえ、職場や家庭、地域のあらゆる場面において、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスによる影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが求められています。

また、市民意識調査において「LGBTQ」の言葉を「よく知っている」「知っている」人が64.5%となっており、前回調査の45.2%と比べると認知度が大きく伸びました。坂井市では、多様なパートナーシップを尊重する「坂井市パートナーシップ宣誓制度」を令和5年（2023年）に導入しました。今後も、性の多様性を尊重する意識を育てることが大切です。

さらに、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を行えるよう、男女共同参画の視点を取り入れた教育や生涯学習の充実を図るとともに、キャリア教育の推進が求められます。家庭・地域・学校が連携し、子どもたちの多様な選択を支え合う環境づくりを進めていくことが重要です。

※6：気づかぬうちに持っている偏見や思い込み。

※7：「男性が優遇」「どちらかといえば男性が優遇」の合計。

## ●重点目標1 家庭・地域での慣習、しきたりの見直し及び意識の改革

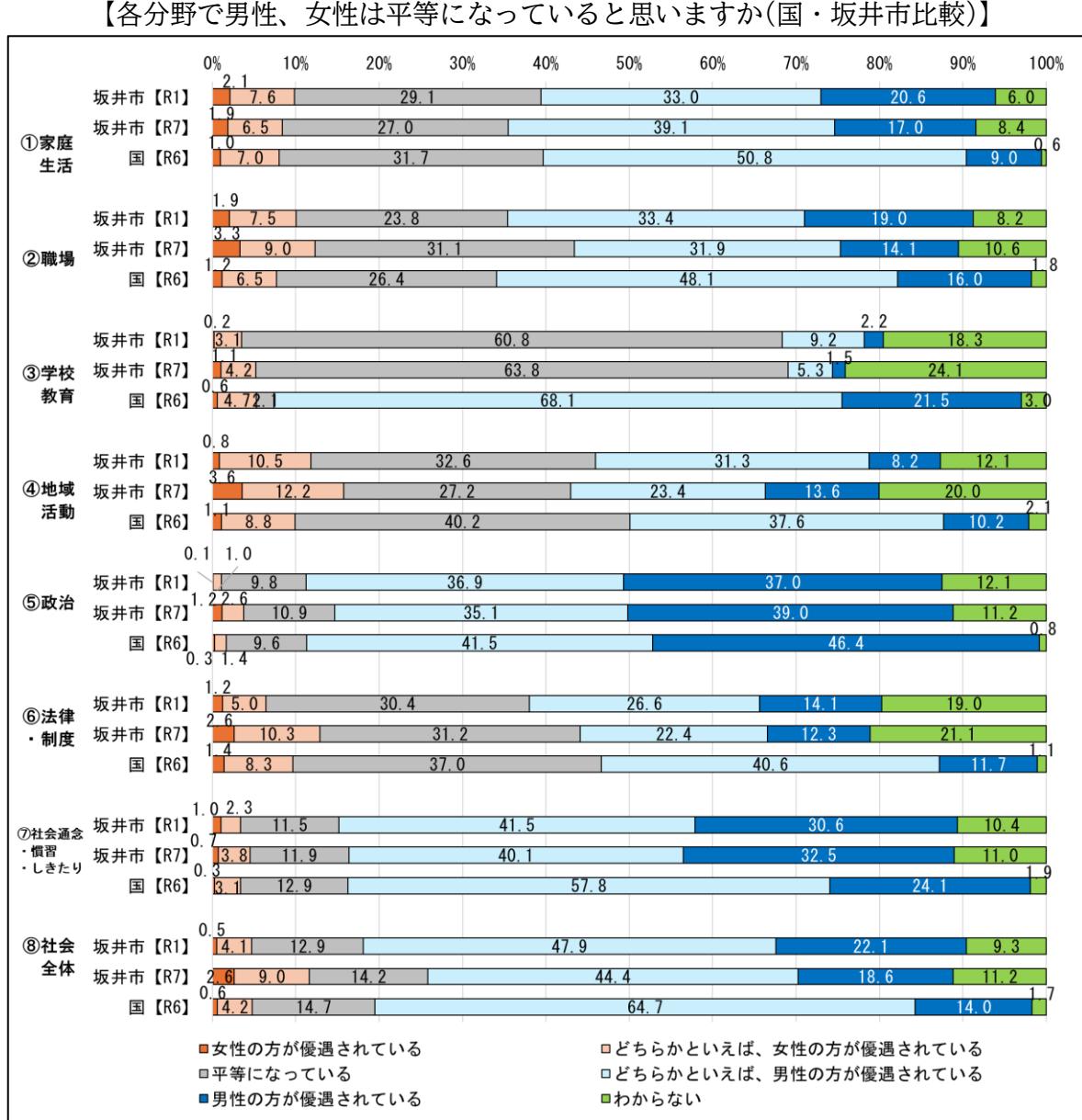
### 現状と課題

市民意識調査では、仕事と家庭生活・地域活動での役割分担において、主に妻が、家事や家計管理、子育て、介護等の役割を担っている割合が依然として高く、男女共同参画の意識が十分に浸透していない状況が見受けられます。こうした状況を改善するためには、啓発活動を通じて市民の意識の変化を把握し、そのニーズに応じた事業を継続的に企画・実施していくことが求められます。

また、「社会通念・慣習・しきたりは『男性優遇』である」と感じている市民の割合が高い傾向にあることから、若年層や地域の担い手層への働きかけを強化し、地域全体での意識の改革を促すことが重要です。家庭や地域に根付いた固定的な性別役割分担意識や慣習を見直し、男女共同参画の視点から改善を図ることで、誰もが自分らしく関わられる地域社会の形成が期待されます。

さらに、性的マイノリティ（※8）に関する理解促進も重要です。近年、性の多様性に対する関心が高まる一方で、周囲の無理解や偏見が「性的マイノリティ」と「それ以外」という意識の線引きにつながる可能性があります。一人ひとりが多様な性のあり方を自分ごととして捉え、理解を深める機会を提供していくことが必要です。

※8：生物学的な性（からだの性）と性自認（自分が認識する性）が一致しない人や、性的指向（恋愛・性愛がどの性に向くのか）が同性や両性（男女両方）などに向く人など、多様な性のあり方を持つ人々の総称。



資料：坂井市「男女共同参画に関する市民意識調査」、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

## 施策の方向

### (1) 男女共同参画の視点からの社会制度・慣習・しきたりの見直し ★ 重点

家庭や地域に根ざした社会制度や慣習等を見直す機会を提供し、各種機関・団体と連携しながら、幅広い世代を対象に継続的な啓発活動と意識改革に取り組みます。

主な施策	概要	担当課
男女共同参画に関する地域出前講座の実施	地域全体で男女共同参画及びジェンダー平等の意識を高める啓発活動として、市の男女共同参画推進委員会が地域に出向いて出前講座を実施する。	結婚応援課
コミュニティセンター講座の実施	男女共同参画への関心と理解を深めるため、さまざまなテーマの講座やセミナーを企画・実施する。	市民協働課 (各コミュニティセンター)

## (2) 市民の自主的な活動に対する支援・促進

男女共同参画の推進に取り組む団体やグループの活動を支援・促進し、社会の様々な分野において男女共同参画意識の醸成を図り、誰もが参画しやすい環境づくりにつなげます。

主な施策	概要	担当課
研修事業やイベント 関係の情報提供	国、県、他市町等が主催する様々な研修事業やイベント関係の情報を、市内団体等に提供する。	結婚応援課
団体・グループへの 支援	活動場所の提供や、まちづくり協議会の地域イベントへの連携等を通じて、団体・グループの活動を支援する。	結婚応援課 市民協働課 (各コミュニティセンター) 生涯学習スポーツ課
	男女共同参画の啓発につながる図書を購入し、貸出を行う。	図書館

## (3) 男女共同参画に関する情報・資料の収集、情報提供の推進

男女共同参画に関する情報を収集し、広報紙やホームページ等を活用して情報提供します。また、若年層が男女共同参画に関するイベントや講座に参加しやすい取り組みを企画します。

主な施策	概要	担当課
男女共同参画に関する 情報提供・啓発促進	講座や学習会等を開催し、情報提供と啓発活動を行う。広報紙やホームページ等を活用し、市民への情報発信を行う。	結婚応援課
男女共同参画推進月間 における啓発活動の促進	男女共同参画についての関心と理解を深めるため、推進月間(11月)に合わせて、イベントや啓発活動を行う。	結婚応援課

## (4) 多様な性的指向・性自認への理解促進

性的指向や性自認などにより困難な状況に置かれているLGBTQなどの性的マイノリティの人々の人権が尊重されるよう、多様性を尊重する意識の醸成に向けた啓発を行います。

主な施策	概要	担当課
性的マイノリティへの 差別や偏見をなくすための意識啓発	多様な性的指向・性自認への理解を進め、性的マイノリティへの差別や偏見をなくすための啓発を行う。	総務課

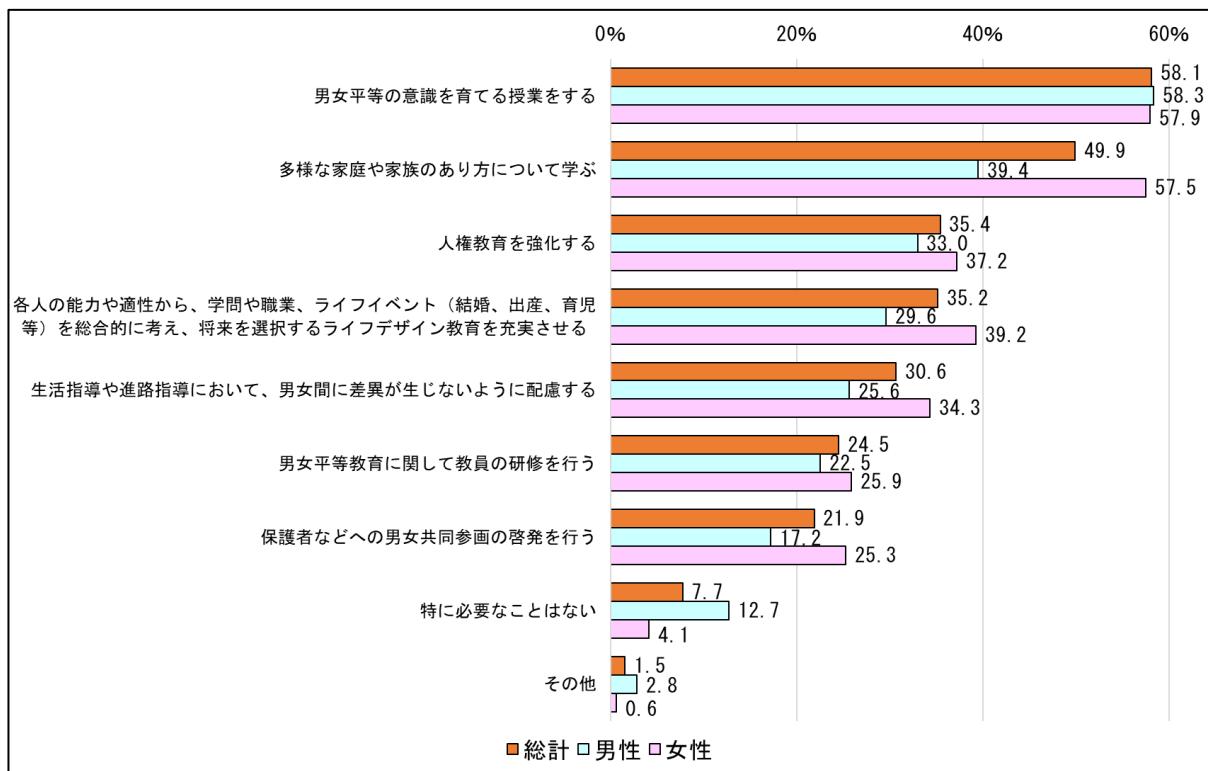
## ●重点目標2 多様な選択を可能にする教育・生涯学習の充実

### 現状と課題

家庭・地域に根強く残る固定的な性別役割意識や、性別による進路選択の偏りを解消するためには、保育・教育活動を通じて男女共同参画の意識を育む取り組みを強化することが求められます。また、教職員だけでなく、保護者や地域住民の意識向上を図ることも重要です。保護者のニーズや意見を踏まえながら、地域と連携した継続的な啓発活動を進めます。

市民意識調査では、男女平等の意識を育てる機会や、多様な家族・家庭のあり方について学ぶ機会を求める声が多くありました。こうした状況を踏まえ、すべての人が互いの違いを認め合い、尊重し合える社会の実現に向けた取り組みが、今後ますます重要となります。

#### 【(再掲) 男女共同参画推進のために、学校教育の場において必要な取り組み(複数回答)】



回答者数：843人

資料：坂井市「男女共同参画に関する市民意識調査」

## 施策の方向

### (1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

誰もが参加しやすい学びの場の提供や情報提供・共有を通じて、男女共同参画の視点を取り入れた家庭教育を推進します。

主な施策	概要	担当課
コミュニティセンター講座・成人大学等の実施（再掲）	男女共同参画への理解を深める家庭教育を推進するため、性別にかかわらず、誰もが参加できる講座や教室等を企画・実施する。	市民協働課 (各コミュニティセンター) 生涯学習ボーナス課
家庭教育の支援	家庭教育に関する情報提供や相談活動を通じて、保護者が家庭における男女共同参画の意識を高める取り組みを企画・実施する。	生涯学習ボーナス課
子どもの読書活動の推進	男女共同参画意識醸成に向け、家族で参加できる講座やおはなし会を実施する。	図書館

### (2) 学校・保育園等における男女平等の教育

子どもの発達段階に応じて男女共同参画の視点を取り入れた教育・保育を行い、男女平等への理解と意識を醸成します。子どもたちの男女共同参画の理解を促し、性別等にかかわらず主体的な進路選択につながる学びを提供します。

主な施策	概要	担当課
学校教育と連携した男女共同参画の推進	学校教育と連携し、「赤ちゃん抱っこ体験学習」や出前講座等を通じて、若年層に男女共同参画の意識を育む機会を提供する。	結婚応援課
男女共同参画に関する教育の推進	保育・教育活動を通じて、男女平等や相互理解・尊重・協力の意識を育み、男女共同参画に関する教育を推進する。	保育課 学校教育課
男女平等の意識啓発と研修の推進	保育士や教職員が男女平等や人権尊重の視点を理解し、現場で活かせるよう、意識啓発や研修の充実、関係機関との連携を促進する。	保育課 学校教育課
キャリア教育の推進	性別にかかわらず、児童生徒の発達段階や興味・関心に応じた進路指導や体験活動を通じて、主体的な進路選択能力を育むキャリア教育を推進する。	学校教育課 結婚応援課

### (3) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

誰もが参加しやすい学習環境を整え、多様な立場の人が男女共同参画の視点に立って学び合える講座を企画・実施します。学びを通じて、自分らしい生き方や働き方など、多様な選択肢を考える機会を提供し、生涯学習の充実を図ります。

主な施策	概要	担当課
コミュニティセンター講座・成人大学等の実施（再掲）	男女共同参画の意識を高めるために、性別にかかわらず、誰もが参加できる講座や教室等を企画・実施する。	市民協働課 (各コミュニティセンター) 生涯学習スポーツ課
子ども会活動の実施・支援	子ども会の活動において、男女共同参画の視点を育むための講座や教室等を企画・実施する。	生涯学習スポーツ課

## ●重点目標3 メディアにおける男女の人権の尊重

### 現状と課題

テレビ、新聞、インターネットなどのメディアは、私たちの価値観や意識に大きな影響を与える存在です。固定的な性別役割を助長する表現や、無意識の偏見を含む情報は、男女の人権を損ねる可能性があります。

そのため、地域メディアや広報紙では、性別にかかわらず誰もが尊重される内容や表現を心がけた情報発信が重要です。坂井市では、男女共同参画の視点を取り入れた情報発信を推進するとともに、性別にとらわれない表現の普及に向けた啓発活動に取り組んでいます。

### 施策の方向

#### (1) メディアにおける男女共同参画の推進

メディアを通じて男女共同参画の意識を広く浸透させるため、性差別的な表現や固定的な性役割を助長しないよう十分に配慮します。

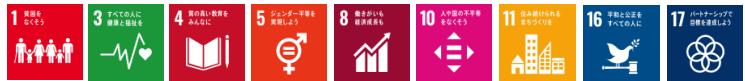
主な施策	概要	担当課
市の発行物等における表現の配慮	広報紙、行政チャンネル、ホームページなどの広報媒体において、男女共同参画の視点に立った編集と情報発信に努める。	秘書広報課

#### (2) 行政の広報・出版物等における性別にとらわれない表現の促進

行政の広報物の作成にあたっては、性別にとらわれない表現を意識し、言葉やイラストに配慮した情報発信に努めます。

主な施策	概要	担当課
市の発行物等における表現の配慮（再掲）	広報紙、行政チャンネル、ホームページ等の情報発信においては、性別にとらわれない言葉やイラストなどの表現を意識した編集と発信に努める。	秘書広報課
男女共同参画の視点に立った表現の推進	地域や学校等に向けて発行・配布する情報誌や文書、講座の案内チラシなどについて、性別にとらわれない表現を心がけて作成する。	結婚応援課 市民協働課 (各コミュニティセンター) 保育課 学校教育課

## 基本目標Ⅱ 参画する



令和2年(2020年)の国勢調査によれば、坂井市の共働き率は63.2%、女性就業率は57.1%と、いずれも増加の傾向にあり、女性の社会進出が着実に進んでいます。

一方で、地域の団体や組織の方針決定過程における女性の参画には、依然として課題が残っています。坂井市の審議会・委員会等では、全体の45.1%が数値目標にある「女性登用率40%」を達成しているものの、半数以上は未達成の状況です。また、坂井市内の自治会長に占める女性の割合は令和6年度(2024年度)時点で3.4%と、住民自治による自治会においても女性参画が進んでいない現状が見られます。

このような状況を踏まえ、企業、団体、地域活動、防災など、あらゆる分野において男女共同参画の視点を取り入れ、女性が主体的に参画できる環境を整えることが求められます。また、企業や組織における女性人材の育成には、管理職など女性登用を推進する立場にある人々の意識改革が不可欠です。

さらに、就労形態の多様化により、働き方の選択肢は広がっているものの、子育てや介護などの家庭内役割を女性が担う状況は続いているおり、キャリア形成において不利になりやすい面があります。これらの課題に対応するため、すべての働く男女がワーク・ライフ・バランスを保てる環境の整備と、柔軟な働き方の一層の推進が必要です。

### 【労働率の比較】

	共働き率	
	H27(2015年)	R2(2020年)
坂井市	62.8%	63.2%
福井県	58.6%（全国1位）	61.2%（全国1位）
全国	47.6%	49.6%

	就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）					
	H27(2015年)			R2(2020年)		
	男	女	計	男	女	計
坂井市	71.1%	55.2%	62.7%	70.8%	57.1%	63.7%
福井県	69.1%	52.8%	60.6%	70.6%	55.6%	62.8%
全国	68.0%	49.0%	58.1%	69.2%	52.4%	60.5%

資料：福井県「令和2年国勢調査就業状態等基本集計」

## ●重点目標4 あらゆる分野への男女共同参画の促進

### 現状と課題

本計画では、審議会等に占める女性委員の割合を40.0%にすることを目標としていますが、令和7年（2025年）4月現在では34.9%にとどまっており、女性委員が1人もいない審議会・委員会も存在しています。

また、坂井市が実施した事業所へのアンケート調査では、女性管理職の割合が依然として低いことが明らかになりました。管理職登用における性別の偏りを改善するためには、女性の登用に積極的に取り組む企業・団体の先進事例やノウハウを共有し、女性活躍への機運を醸成していくことが重要です。

さらに、地域活動においても、町内会や自治会のリーダーは男性が担うという固定的な役割分担意識に基づく慣習が残っている地域も少なくありません。女性が役職に就きやすい環境づくりを進めることは、地域の意思決定における多様性の確保につながり、持続可能なコミュニティの形成にも寄与します。

#### ◆坂井市各審議会・委員会の女性の登用率

区分	設置数	委員数（人）			女性の比率（%）
		男	女	計	
行政委員会	6	32	10	42	23.8
法律・条例に基づく審議会・委員会等	33	253	131	384	34.1
規則・要綱等に基づく審議会・委員会等	12	113	72	185	38.9
計	51	398	213	611	34.9

#### ◆坂井市議会における女性議員の割合

区分	委員数（人）			女性の比率（%）
	男	女	計	
市議会	19	3	22	13.6

（令和7年（2025年）4月1日現在）

資料：府内登用率調査

## 施策の方向

### (1) 地域・企業・団体等における男女共同参画の促進 ★ 重点

地域や企業、団体と連携し、男女ともに地域の活動やリーダーとしての参画を促進します。

主な施策	概 要	担当課
交通安全母の会・交通指導員会への参画促進	交通安全教室や街頭啓発の機会に、活動状況を広報し、新規構成員の参画を促進する。	危機管理対策課
防犯隊の女性部隊の編制、運用	防犯隊への女性隊員の加入の促進や女性を支隊長とする部隊編制、活動の支援を行う。	
地域活動への参加促進	各種団体において、男女が共に地域活動に参加できるよう促す。	市民協働課 (各コミュニティセンター)
男女共同参画に関する情報提供	国や県、市等の男女共同参画に関する情報をホームページ等で提供する。	結婚応援課
消費者団体連絡協議会への男性の参加促進	男性の理解と参加を促進するため、消費者団体連絡協議会の活動を広く周知する。	市民生活課

### (2) 女性の人材育成と情報の提供

リーダーとして活躍する女性を増やすため、学びの機会の提供や団体の育成を支援するとともに、企業や団体に対して男女共同参画の視点から情報提供を行います。

主な施策	概 要	担当課
職員研修の実施	研修計画や研修情報を発信し、女性職員の積極的な参加を推進する。	職員課
女性リーダーの育成	さかい男女共同参画ネットワークを始めとした団体や地域、企業と連携し、団体及び女性リーダーの育成と情報の共有を図る。	結婚応援課

### (3) 審議会等への女性の参画の促進 ★ 重点

市の政策や方針決定に女性が積極的に参画できるよう、審議会等への女性委員の登用を推進します。

主な施策	概 要	担当課
審議会等への女性登用の推進	積極的な女性委員の登用や委員選出方法の見直しを進めるとともに、推進計画書の作成について各所管課へ働きかけを行う。	結婚応援課

#### (4) 行政・企業における女性職員の登用拡大

地域全体で女性活躍を推進するため、「坂井市特定事業主行動計画」に基づく施策を着実に進め、企業を含め、市全体の波及につなげます。

主な施策	概要	担当課
女性管理職登用の促進	女性活躍推進法による「特定事業主行動計画」に基づき、積極的に女性の管理職登用を促進する。 (数値目標は27ページを参照)	職員課
職員研修の実施（再掲）	研修機会の提供を通じて、女性職員のキャリア形成を支援し、管理職登用への意欲を高める取り組みを推進する。	職員課
「イクボス」の推進	市内企業に対し、女性登用に関する理解促進に向けた啓発を行う。	結婚応援課

##### ◆職員数と女性比率

区分	職員数（人）	うち女性職員数（人）	女性比率（%）
一般行政職全体	698	405	58.0
うち幼保除く一般行政職	505	219	43.4

##### ◆管理職に占める女性割合

区分	管理職数（人）	うち女性管理職数（人）	女性管理職比率（%）
一般行政職全体	140	63	45.0
うち幼保除く一般行政職	124	47	37.9

(令和7年(2025年)4月1日現在)

資料：坂井市職員課提供

## ●重点目標5 働く喜びを分かち合える職場づくり

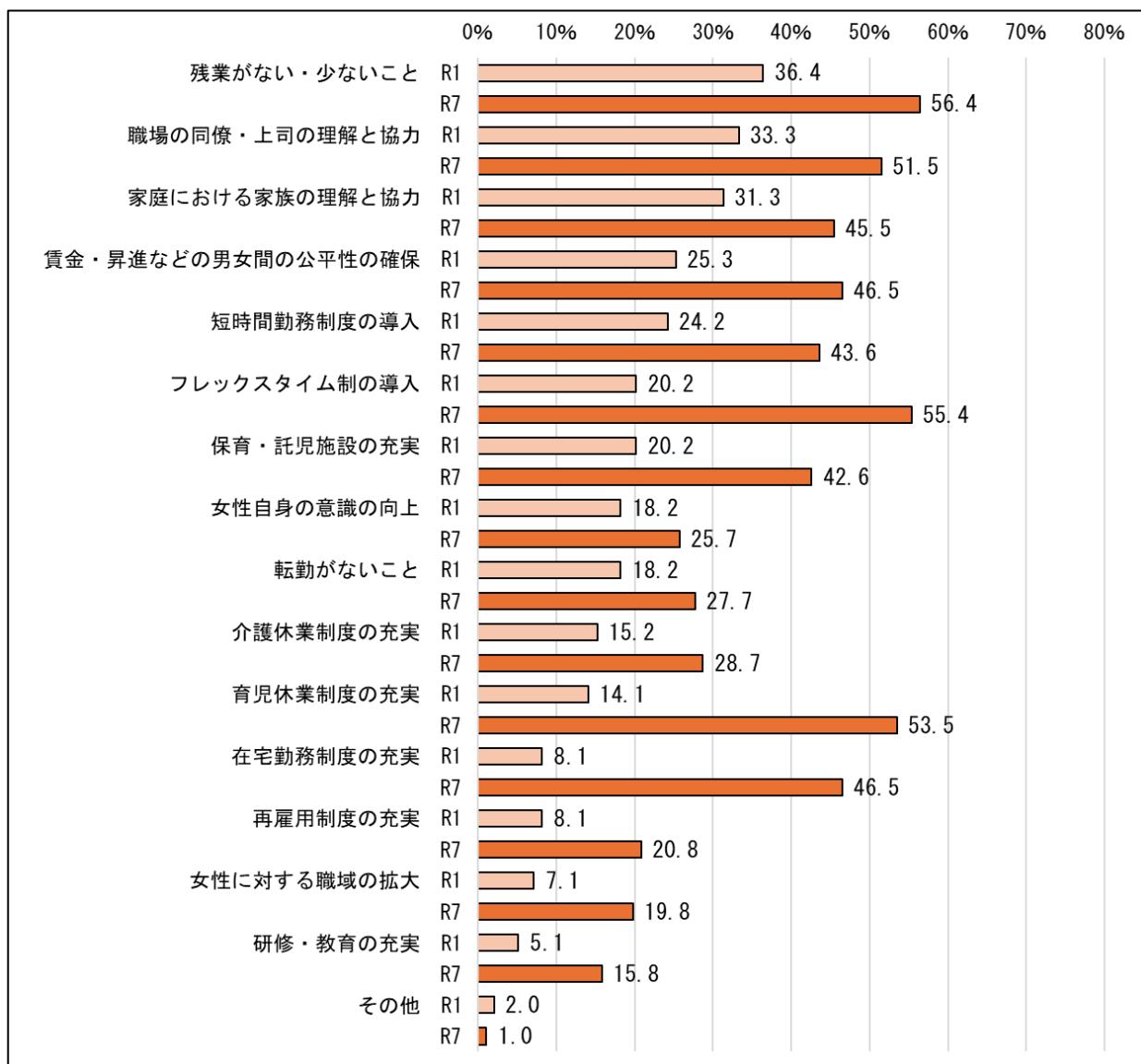
### 現状と課題

市内の女性の共働き率・就業率は約6割と高い水準にある一方で、市民意識調査では、家事や育児・介護を女性の役割と考える意識が根強く、働く女性の負担となっています。

また、女性社員を対象としたアンケートでは、「短時間勤務制度」「フレックスタイム制」「在宅勤務制度の充実」など、柔軟な働き方へのニーズが高く、ワーク・ライフ・バランスを重視する声が増えています。

さらに、少子高齢化に伴う労働力人口の減少が進む中、生産性の向上とともに、柔軟で多様な働き方を導入し、男女ともに働きやすい環境を整備することが求められています。

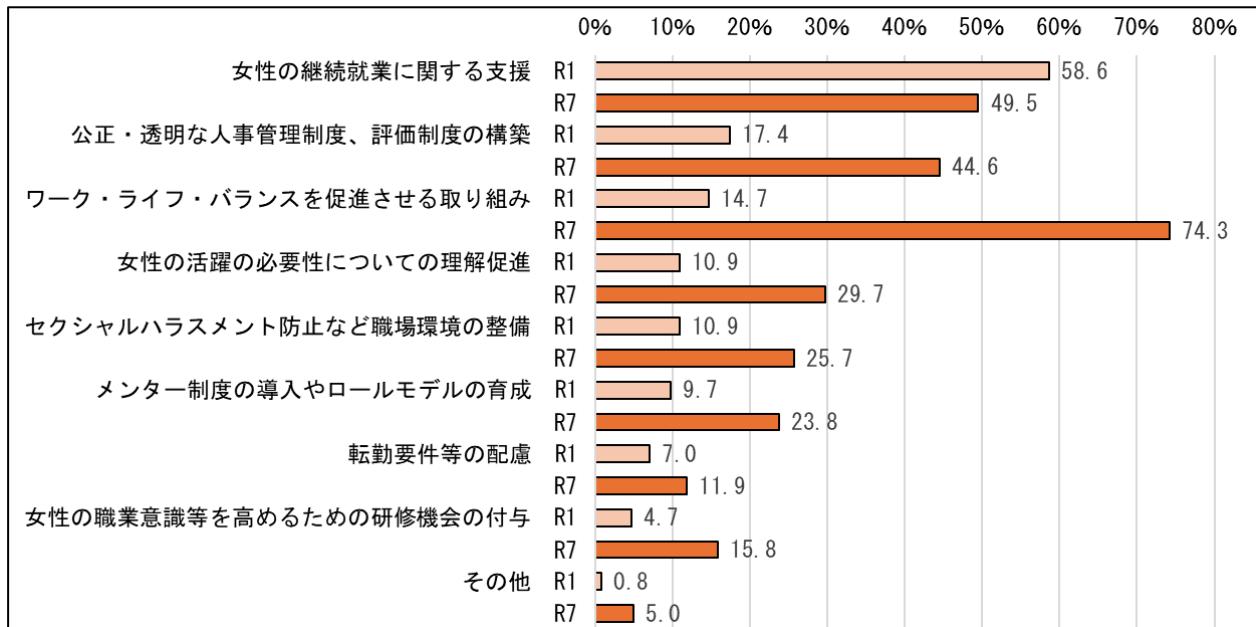
#### 【今後女性が仕事を続けていく上で、何が必要だと考えますか(複数回答※9)】



回答者数：(R1)99人 (R7)101人

資料：坂井市「女性活躍加速化アンケート調査」

## 【女性の活躍を推進する取り組みとして、何が必要だと考えますか(複数回答※9)】



回答者数：(R1)99人 (R7)101人

資料：坂井市「女性活躍加速化アンケート調査」

※9：令和元年(2019年)の調査では、上位3つまでを選択する複数回答。令和7年(2025年)の調査では、あてはまるものすべてを選択する複数回答。

## 施策の方向

## (1) 均等な雇用の機会と待遇確保の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業等と協働し、働きがいと喜びを感じられる職場環境の充実につながる「イクボス」を普及・推進します。また、男女の均等な雇用機会と待遇の確保、男性の育児・介護への参画促進等に向けて、雇用に関する法律・制度の周知に努めます。

主な施策	概要	担当課
「イクボス」の推進	イクボス宣言企業の募集を継続しながら、従業員のワーク・ライフ・バランスや女性の活躍を支える「イクボス」の普及を進め、男女ともに働きやすい職場づくりを推進する。	結婚応援課
雇用に関する情報の提供	関係機関と連携し、性別にかかわらず安心して働けるよう、求人情報や待遇の確保、トラブル解決に向けた援助制度など、雇用に関する情報を適切に提供する。	商工労政課

## (2) 能力開発及び能力発揮のための支援

女性が自分らしく働き、やりがいを感じられるよう、学びや相談の機会を提供するとともに、若者の就業意識の醸成や能力開発を支援します。

主な施策	概要	担当課
女性・若者のキャリア形成支援	女性や若者の社会参画やキャリア形成を支援するため、キャリアアップやワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナーを開催する。	結婚応援課
離職者・求職者のための支援	離職者・求職者支援のための就業支援セミナーや個別相談会の実施や、女性向けの就職情報の提供を行う。	商工労政課

## (3) 働く女性のライフステージに配慮した職場環境の推進

月経、妊娠・出産、子育て、更年期など、女性のライフステージに応じた健康課題への理解を深め、誰もが働きやすい職場環境づくりを関係機関と連携して進めます。

主な施策	概要	担当課
ライフステージに応じた働き方支援に向けた企業への周知	育児期をはじめとする各ライフステージに応じた働き方支援について、関係機関と連携し、企業への案内や理解促進を進める。	商工労政課

## ●重点目標6 やすらぎを感じえる豊かな暮らし

### 現状と課題

近年、男女双方のワーク・ライフ・バランスを意識した取り組みを検討する企業が増えています。

事業所アンケートによると、「長時間残業の削減」や「有給休暇取得の推進」には多くの事業所が積極的に取り組んでいます。また、「職場風土の改善」や「柔軟な働き方の選択肢の提供」、「男性の育児・介護休暇取得の推進」については、前回の調査と比較して検討中の事業所が増加しています。男女が安心して働き続けられる社会の実現には、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方の整備や、働く女性の就労環境の改善を進めることが求められています。

【ワーク・ライフ・バランスを可能とする働き方の見直しについての状況(単一回答)】単位：%

		行ってい る	以前行ってい たが今は行っ ていない	行っていな いが検討中	行っておら ず検討もし ていない	無回答	合計
①	長時間残業の削減（ノー残業デー等の意識啓発）	【R1】 53.7	2.4	29.3	12.2	2.4	100.0
	【R7】 60.4	14.6	18.8	6.3	0.0	100.0	
②	長時間残業の削減（業務改善や効率化等の取り組み）	【R1】 75.6	3.7	15.9	3.7	1.2	100.0
	【R7】 85.4	2.1	8.3	4.2	0.0	100.0	
③	育児・介護目的に限らず、フレックスタイムや在宅勤務制度等の柔軟な働き方の選択肢を増やす取り組み	【R1】 31.7	1.2	28.0	34.1	4.9	100.0
	【R7】 37.5	0.0	33.3	29.2	0.0	100.0	
④	男女の役割分担意識に基づく慣行の見直しなど職場風土の改善	【R1】 23.2	2.4	24.4	43.9	6.1	100.0
	【R7】 29.2	0.0	43.8	27.1	0.0	100.0	
⑤	男性の育児休業や介護休暇取得を推進する取り組み	【R1】 25.6	0.0	25.6	41.5	7.3	100.0
	【R7】 54.2	2.1	35.4	8.3	0.0	100.0	
⑥	柔軟な働き方を選択した人に対応したキャリアプランやキャリア形成の方針の明確化	【R1】 17.1	2.4	34.1	40.2	6.1	100.0
	【R7】 18.8	2.1	45.8	33.3	0.0	100.0	
⑦	管理職の評価へのワーク・ライフ・バランスの取り組みに関する項目設定	【R1】 19.5	1.2	34.1	37.8	7.3	100.0
	【R7】 16.7	2.1	41.7	39.6	0.0	100.0	
⑧	働き方に関する管理職へのマネジメント研修	【R1】 34.1	2.4	35.4	24.4	3.7	100.0
	【R7】 33.3	0.0	39.6	27.1	0.0	100.0	
⑨	有給休暇取得を推進する取り組み	【R1】 76.8	0.0	17.1	4.9	1.2	100.0
	【R7】 75.0	2.1	16.7	6.3	0.0	100.0	

回答数：(R1)82事業所 (R7)48事業所

資料：坂井市「女性活躍加速化アンケート調査」

## 施策の方向

### (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備・社会的支援

★ 重点

労働条件の改善や休業制度の普及を進めるとともに、企業・組織・行政・団体が連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の充実を図ります。

主な施策	概 要	担当課
女性・若者のキャリア形成支援（再掲）	女性や若者の社会参画やキャリア形成を支援するため、キャリアアップやワーク・ライフ・バランスをテーマにしたセミナーを開催する。	結婚応援課
働き方改革の推進	「特定事業主行動計画」に基づき、休暇の取得促進や時差出勤勤務制度等の導入を行い、業務の効率化と職員の士気向上に努める。	職員課

### (2) 多様なライフスタイルに対応した支援策の充実

男女がともに安心して仕事・育児等に取り組み、充実した生活を送れるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

主な施策	概 要	担当課
子育て世帯への支援	<p>就労形態の多様化に対応し、男女が安心して仕事や育児に取り組めるよう、一時預かりや相談会・交流会などを通じて、子育て支援サービスの充実を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すみずみ子育て支援委託事業</li> <li>・子育て支援センター事業</li> <li>・地域子育て支援拠点委託事業</li> <li>・放課後児童対策事業</li> <li>・病児病後児保育委託事業</li> <li>・こども家庭センター事業 等</li> </ul>	子ども福祉課 保育課

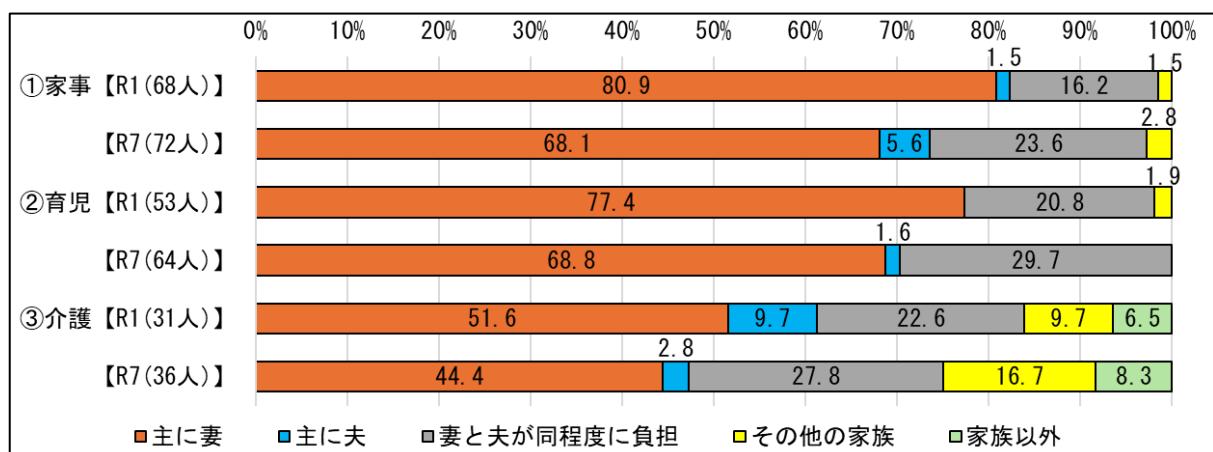
## ●重点目標7 安心して子育て・介護ができる環境整備

### 現状と課題

市民意識調査では、家事・育児・介護の役割分担について「夫婦同程度に負担」と回答した割合が、前回調査より増加しました。一方で、理想として「夫婦同程度」を求める声は多いものの、現実には依然として妻が担う傾向が続いている（13ページの図参照）。

家事・育児・介護は、男女が協力して取り組むことが大切であり、その考え方を家庭や職場、地域に広げていく必要があります。こうした課題に対しては、子育てや介護に関わる人だけでなく、市民全体に向けて意識を高める取り組みを進め、理解と行動につなげることが重要です。

#### ◆女性社員と配偶者の家事・育児・介護の分担状況



資料：坂井市「女性活躍加速化アンケート調査」

#### ◆国の育児休業の取得率の推移

単位：%

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
男性	7.48	12.65	13.97	17.13	30.10	40.50
女性	83.00	81.60	85.10	80.20	84.10	86.60

男性の育児休業取得率は、令和6年（2024年）に40.5%と過去最高になっています。

#### ◆育休取得期間

単位：%

	5日未満	5日～	2週間	1か月～	3か月～	6か月～
男性	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	2.9
女性	0.4	0.2	0.6	1.8	4.4	4.6
	8か月～	10か月～	12か月～	18か月～	24か月	36か月～
男性	0.8	1.1	1.4	0.2	0.0	0.0
女性	11.4	30.9	32.7	9.3	3.0	0.6

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

## 施策の方向

### (1) 家事・育児・介護に対する男女の相互理解と協力

★ 重点

男女が協力して家庭を支える意識の定着と参画を促すため、家事・育児・介護に関する学びの機会を充実させ、安心して家庭生活を送れるよう支援します。また、男性の家庭への参加を促すため、啓発活動やロールモデルの紹介などを通じて、性別にとらわれない柔軟な役割分担への理解を深めます。

主な施策	概 要	担当課
育児休業取得支援等	「特定事業主行動計画」に基づき、「子育て応援ブック」の配布や「育児参加計画書」の提出により育休取得を促すとともに、介護制度の情報を提供し、制度を利用しやすい環境整備を進める。	職員課
学校教育と連携した男女共同参画の推進（再掲）	学校教育と連携し、「赤ちゃん抱っこ体験学習」や出前講座等を通じて、若年層に男女共同参画の意識を育む機会を提供する。	結婚応援課
男女の家事・育児協力体制構築の促進	家庭における男女共同参画を促進するため、意識啓発や講座等を開催する。	結婚応援課
家事・育児・介護等に対する参画促進	妊娠期から子育て期、高齢者の介護期にかけて、男女が協力して家庭生活を送れるよう、関係機関と連携・協力しながら、必要な知識や対処法を学ぶ機会を提供する。	子ども福祉課 高齢福祉課

## (2) 男女が共に参画する福祉のまちづくりの促進

専門相談員の配置や支援施設の充実、一時預かりなどの取り組みを通じて、子育てや介護の負担を軽減し、誰もが安心して暮らせる環境を整えます。

主な施策	概要	担当課
子育て世帯への支援 (再掲)	<p>就労形態の多様化に対応し、男女が安心して仕事や育児に取り組めるよう、一時預かりや相談会・交流会などを通じて、子育て支援サービスの充実を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すみずみ子育て支援委託事業</li> <li>・子育て支援センター事業</li> <li>・地域子育て支援拠点委託事業</li> <li>・放課後児童対策事業</li> <li>・病児病後児保育委託事業</li> <li>・こども家庭センター事業 等</li> </ul>	子ども福祉課 保育課
在宅介護者への支援	<p>介護者の負担を軽減し、誰もが安心して暮らせるよう、健康づくりや生活支援サービスの充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> <li>・家族介護者教室、家族介護者交流会</li> <li>・すこやか介護用品支給事業</li> <li>・在宅介護ほっとひといき支援事業 等</li> </ul>	高齢福祉課

## (3) 男女が共に参画する地域づくりの促進

男女がともに地域とのつながりの中で充実した生活が送れるよう、地域活動に積極的に参画できる環境を整えます。

主な施策	概要	担当課
地域活動に対する男女共同参画の推進	まちづくり協議会の活動を支援し、男女が共に活動できる場を提供する。	市民協働課

## ●重点目標8 農林漁業及び商工等自営業における男女共同参画の確立

### 現状と課題

農林漁業や商工業などの自営業分野では家族経営が多く、そこで働く女性の多くは家族従業者として重要な役割を担っています。作業の担い手として女性の活躍の場が広がる一方で、従来の価値観や固定的な性別役割分担意識が根強く、女性が主体的に経営に参画するまでには至らない傾向があります。その結果、政策や方針決定の場における女性の参画は、他の分野に比べて遅れが見られます。

また、経営と生活の境界が曖昧になりやすく、従業者の役割や労働条件が不明確な場合も多く、女性の権利保障や働きがいの確保に課題があります。さらに、男女共同参画の推進には、女性支援に加えて男性の家庭参画や意識改革も重要であり、地域全体での理解と協力が求められます。

こうした課題を改善するために、慣習や性別役割分担意識の見直しを進めるとともに、性別等にかかわらず意思決定の場への参画を促進し、柔軟な働き方や家庭生活の充実を図ることが必要です。

### 施策の方向

#### (1) 地域における男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し

農林漁業や商工業などの地域産業において、男女が対等に参画できる環境づくりを進めため、慣習や性別役割分担意識を見直す機会を提供し、地域に根ざした意識改革を促します。

主な施策	概要	担当課
男女共同参画に関する学びの提供	地域に根付く慣習や性別役割分担を見直すために、セミナーや講座を企画・実施する。	結婚応援課
農業分野における環境整備の推進	農業活性化を図るため、農業者に指導等をする組織・団体等の協力を得ながら、性別に関係なく農業に携わる人材の育成・確保に努める。	農業振興課

## (2) 女性の主体性を生かす就業条件の整備

女性が自分らしく働けるよう、就業環境の整備や起業・就職の支援、意思決定の場への参画促進、家庭の状況に応じた柔軟な働き方への支援を行います。

主な施策	概要	担当課
女性・若者のキャリア形成支援（再掲）	女性や若者の社会参画やキャリア形成を支援するため、キャリアアップやワーク・ライフ・バランスの充実をテーマにしたセミナーを開催する。	結婚応援課
女性の農林漁業団体・委員への支援	担い手の育成に向けた個人の資質向上を図るために、農林漁業分野で活躍する女性グループに対し、担い手育成に向けた助言や支援を行う。	農業振興課 林業水産振興課 農業委員会
子育て世帯への支援（再掲）	就労形態の多様化に対応し、男女が安心して仕事や育児に取り組めるよう、一時預かりや相談会・交流会などを通じて、子育て支援サービスの充実を進める。  ・すみずみ子育て支援委託事業 ・子育て支援センター事業 ・地域子育て支援拠点委託事業 ・放課後児童対策事業 ・病児病後児保育委託事業 ・こども家庭センター事業 等	子ども福祉課 保育課
女性経営者、事業従事者への支援	商工会と連携し、女性経営者の育成及び女性の社会参画推進を目的とした研修会等の開催を支援する。	商工労政課

## ●重点目標9 国際理解と交流の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現には、国際的な動向を踏まえた視点が重要です。異なる言語や文化、生活習慣、社会的背景を学ぶことは、多様な価値観への理解を深めることにつながります。特に、海外の地域との交流は、互いの文化や価値観を尊重し合い、ジェンダー平等の意識を醸成する貴重な機会となり、男女共同参画の推進にも寄与します。

性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の形成に向けて、国際理解と交流の促進が求められています。

### 施策の方向

#### (1) 国際理解のための学習の推進

国際交流や多文化共生について学ぶ機会を広げることで、地域で暮らす外国籍の方との相互理解を深めます。国籍にかかわらず、互いの価値観を尊重し合える地域社会の形成を目指し、多文化共生意識の醸成を図ります。

主な施策	概 要	担当課
国際理解を深める学習機会の提供	外国文化に触れるイベントや外国語講座を開催する自主グループの活動支援を行い、国際交流等に関する学習機会を提供する。	総務課

#### (2) 国際交流の推進

海外の地域との交流を通じて、文化や生活習慣の違いを理解し、互いの価値観を尊重する姿勢を育みます。

主な施策	概 要	担当課
英国との国際交流の実施	若者の国際的な視野を広げ、地域の男女共同参画の推進につなげるため、坂井市内の中学生と英国カーディフ市の中学生の相互交流を行う。	生涯学習スポーツ課

## ●重点目標 10 男女双方の視点を生かした取り組みの推進

### 現状と課題

少子高齢化の進行や大災害の頻発などを背景に、地域コミュニティの重要性はますます高まっています。まちづくり協議会や地域の防災活動など地域コミュニティにおいて、方針決定過程の場に男性だけでなく女性が参加しやすい仕組みづくりが重要です。男女のニーズの違いを把握し、男女双方の視点に十分に配慮した取り組みを行い、性別にかかわらず、誰もが参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 防災・減災（復興支援を含む）における推進 ★ 重点

防災体制を充実させるために、男性だけでなく女性の意見を反映し、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくりなど防災対策に取り組みます。地域防災力の向上を図るために、防災講習会や防災訓練を通じて、防災・災害復興における女性参画の必要性を呼びかけます。

主な施策	概 要	担当課
防災訓練や出前講座等の実施	災害時において男女双方の視点に配慮できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練や出前講座等を実施する。	危機管理対策課
男女共同参画の視点に立った防災研修	安全・安心な避難所運営や復興に向けた課題について、男女共同参画の視点から学習し、リーフレット等を活用して防災意識の醸成を図る。	結婚応援課

## (2) 地域おこし、まちづくりにおける推進

地域の活動やまちづくりの場において、女性の参画を促進し、男女の多様な視点を活かした環境づくりを進めます。

主な施策	概 要	担当課
コミュニティセンター活動	コミュニティセンターを地域づくりの拠点として、男女共同参画の視点を活かしたまちづくりを推進する。	市民協働課 (各コミュニティセンター)
女性の参画推進	まちづくり協議会等において、政策・方針決定過程への幅広い世代の女性参画や登用を促す。	市民協働課

## (3) 環境保全における推進

環境保全や環境衛生に関する計画づくりや方針決定の場に女性の参画の機会を広げ、男女双方の視点が反映されることで、持続可能な環境施策の実現を目指します。

主な施策	概 要	担当課
地域協働による農地環境の保全	多面的機能支払制度の計画策定及び共同活動（農地の清掃、植栽活動）において、男女ともに地域の環境意識向上を図るため、組織に対して女性の参画を呼びかける。	農業振興課
環境保全活動の推進	男女がともに企画・実施に関わり、男女双方の視点が生かされた事業を実施する。	環境推進課

### 基本目標III 支え合う



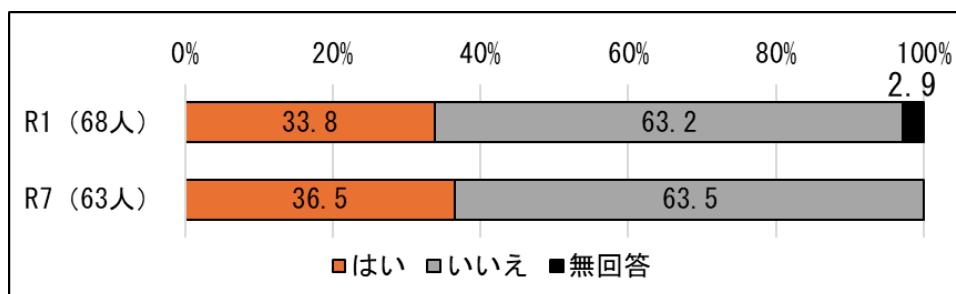
高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭など、社会的に弱い立場に置かれやすい人々は、安定した生活を送ることが困難な状況にあります。

また、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場でのハラスメントなど、重大な人権侵害につながる暴力は、決して容認されるものではありません。特に、配偶者やパートナーからの暴力(DV)は全国的に増加傾向にあり、坂井市においても同様の傾向にあります。しかし、市民意識調査では、DV被害者の約6割が「相談していない」と回答しており、相談・支援体制の充実と啓発の強化が急務です。

さらに、心身の健康は安心して暮らすための基盤であり、生活習慣病の予防やメンタルヘルスへの配慮、健康診断受診の促進など、日常生活における健康づくりも重要です。男女が互いに思いやり、支え合う地域社会の実現には、健康づくりを含めた包括的な取り組みが求められています。

社会的に弱い立場にある人々や生活困窮者等、多様な困難を抱える人々が地域で安心して暮らせるよう、きめ細やかな支援体制の整備を進めるとともに、誰もが安全と安心を実感できる環境づくりを推進します。

【（再掲）DVをどこかに相談しましたか（単一回答）】



資料：坂井市「男女共同参画に関する市民意識調査」

## ●重点目標11 安全・安心に暮らせる社会づくり

### 現状と課題

高齢者の生きがいづくりや介護予防教室、障がい者やひとり親家庭への支援など、社会的に弱い立場に置かれやすい方が自立した日常生活を送れるよう、様々な支援を行っています。

一方で、情報提供や支援体制が十分に届いていないことで、支援を受ける機会を逃し、孤立につながるケースも懸念されます。そのため、支援事業の充実とあわせて、必要な支援が確実に届く効果的な情報発信が求められます。

### 施策の方向

#### (1) 高齢者の自立支援

高齢者が住み慣れた地域で、安心して元気に暮らし続けられるよう、生きがいづくりや健康づくりを推進します。また、高齢者が自立した生活を送れるよう、就業や社会参加の支援を行います。

主な施策	概 要	担当課
高齢者の生きがいと健康づくりの推進	高齢者の社会参加を促進するために、文化やスポーツ、趣味などを通じて、生きがいづくりや健康づくりの場を提供する。	高齢福祉課
フレイル(※10)予防の促進	フレイルサポーター(※11)を養成し、健康寿命の延伸を目指して、フレイルチェックやフレイル予防に関する出前講座等を開催する。	高齢福祉課
シルバー人材センターへの支援	高齢者の福祉向上と就業機会の拡大に寄与する、シルバー人材センターへの支援を行う。	商工労政課
スポーツ推進委員による地域支援	高齢者が参加できるスポーツやレクリエーション活動を推進する。	生涯学習スポーツ課
読書環境の整備と講座の実施	高齢者向けの講座の開催や、高齢者が安心して利用できる環境づくりを行う。	図書館

※10：加齢とともに、心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり）が低下した状態のこと。

※11：フレイル予防の啓発活動を担う、市民ボランティアのこと。

## (2) 障がい者の自立支援

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、就労支援の充実と情報提供体制の強化に取り組み、自立した生活の継続を支援します。

主な施策	概 要	担当課
障がい者への就労支援と相談体制の充実	障がい者等の社会的かつ経済的な自立支援の促進に向け、就労相談や企業の開拓など、就労に関する支援を行う。	福祉総合相談課
関係機関との情報共有	関係機関との情報交換会を通じて障がい者雇用に関する情報を共有し、周知に努める。	商工労政課

## (3) 困難な問題を抱える女性の自立支援

家庭環境や地域とのつながりの希薄化、生活困窮など、様々な事情により日常生活や社会生活において困難な問題を抱える女性に対し、安心して自立した生活ができるよう相談支援に努めます。

主な施策	概 要	担当課
困難な問題を抱える女性への相談支援	女性が抱えるさまざまな悩みや問題について、福祉、医療、警察、法律、教育などの関係機関と連携し、情報提供や包括的な相談・支援を実施する。	子ども福祉課

## (4) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減し、安心して子育てや生活を送れるように支援します。あわせて、職業訓練や資格取得支援などの就労支援や相談体制を充実させ、自立した生活を続けられるように支援します。

主な施策	概 要	担当課
ひとり親家庭への生活・就労支援	ひとり親家庭が安心して子育てや生活を続けられるよう、経済的支援や就労支援、相談体制の充実に努める。 ・児童扶養手当支給事業 ・母子家庭等自立支援給付事業 等	子ども福祉課 保育課
ひとり親家庭の自立を支える相談支援	経済的負担と不安の軽減を図るため、各種福祉サービスの紹介や案内、制度利用の補助、相談支援を行う。	子ども福祉課

## ●重点目標1 2 あらゆる暴力の根絶

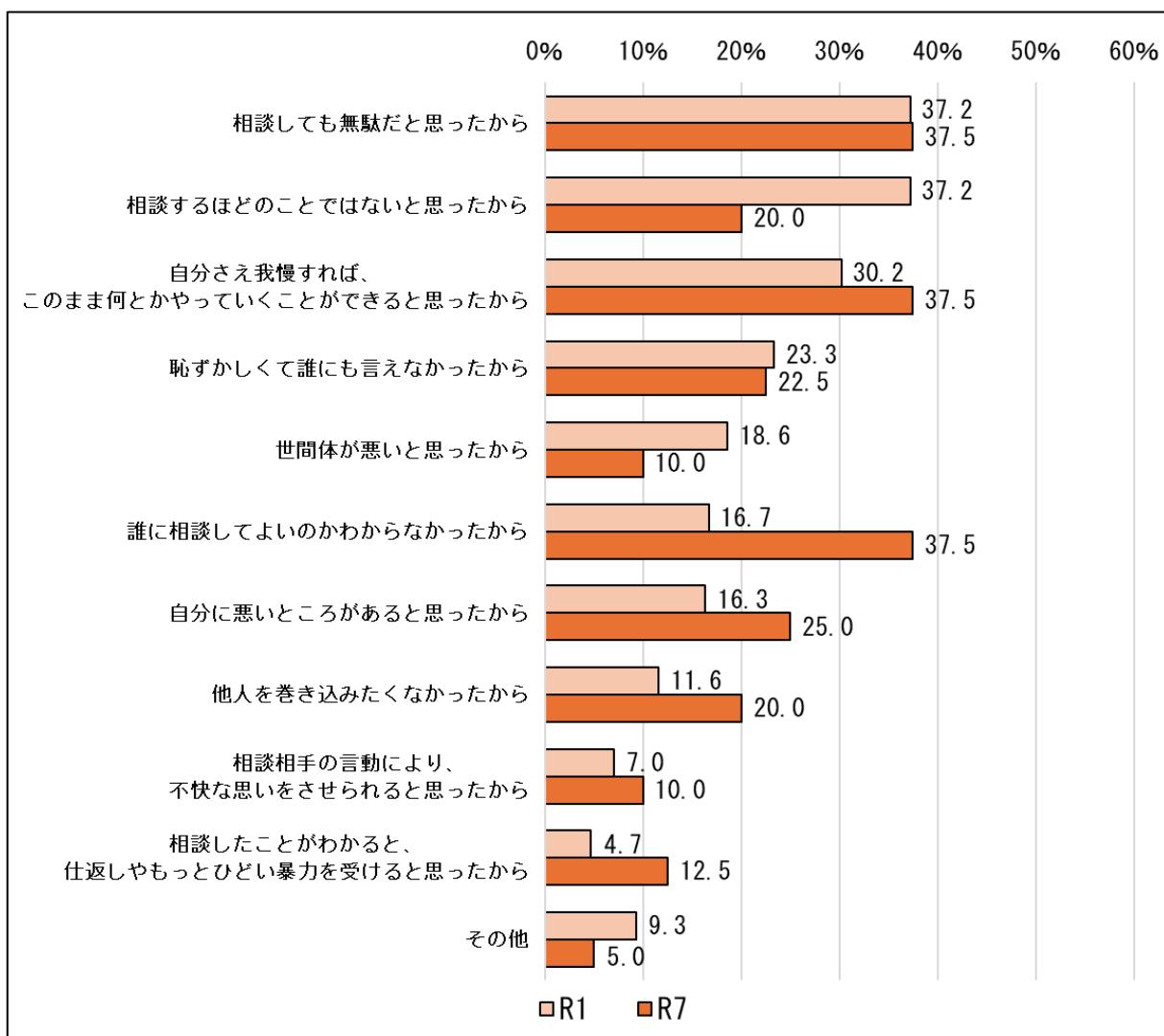
### 現状と課題

暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して容認できるものではありません。

市民意識調査では、DV被害を受けても「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思った」や「相談しても無駄だと思った」等の理由により、相談に至っていない人が多いことが分かりました。また、「誰に相談してよいのか分からなかった」と答えた人の割合は、前回の調査よりも増加しており、相談窓口に関する周知が強く求められます。

被害者の早期支援につなげるためには、相談・支援体制の整備が不可欠です。「DVは私的な問題ではなく、犯罪である」という認識を社会全体で共有し、「暴力は決して許されない」という意識を広げていくことが必要です。

【DVを相談しなかった理由(複数回答) (再掲)】



回答者数：(R1)43人 (R7)40人

## 施策の方向

### (1) 暴力を許さない社会環境の整備

あらゆる暴力の根絶に向けて、「暴力は許されない」という意識を社会全体に広げるための啓発を行います。

主な施策	概 要	担当課
DV防止のための 広報・啓発活動の充実	「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて広報紙等を活用し、暴力の根絶に向けた啓発を行う。	結婚応援課
紛争解決援助制度と 相談窓口の周知	関係機関の制度・相談体制に関する情報を広報紙・ホームページで周知する。	商工労政課

### (2) 配偶者やパートナー等からの暴力の根絶 ★ 重点

被害者からの相談に対して迅速に対応できるよう、関係機関と連携して情報提供や適切な支援を行うとともに、安心して相談ができる環境を整備します。

主な施策	概 要	担当課
被害者の保護・支援措置の充実	被害者の安全確保や自立に向けて、関係機関と連携し、被害者に関する情報漏洩防止の徹底に努め、安心して相談できる体制づくりや適切な支援を行う。	総務課 税務課 市民生活課 保険年金課 社会福祉課 高齢福祉課 健康増進課 子ども福祉課 環境推進課 都市計画課 上下水道課 学校教育課
関係課とのネットワークの構築	DVの防止及びDV被害者の保護・自立支援に向けて、府内関係課が連携して取り組むための連絡会議を開催する。	結婚応援課
DVに関する相談体制の充実	DV被害の防止と早期対応を図るため、関係機関と連携しながら、被害者が安心して相談できるよう支援する。	子ども福祉課

## ●重点目標 1 3 男女が共に思いやる健康づくり

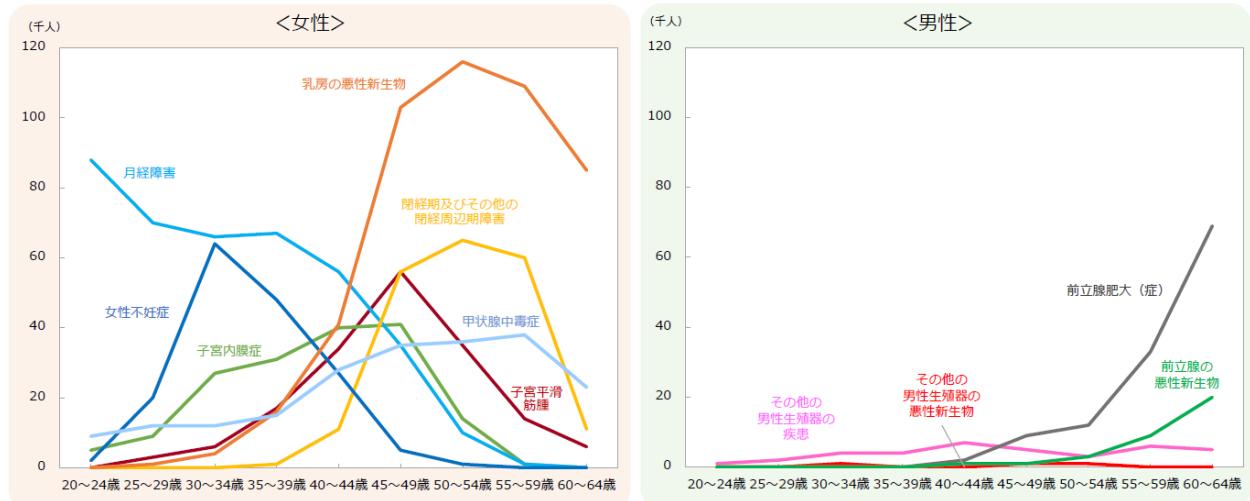
### 現状と課題

男女が共に自分の個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画していくためには、生涯を通じて心身ともに健やかに過ごすことが大切です。そのためには、年齢やライフステージに応じた健康保持・増進のための支援が必要です。

特に女性は、妊娠や出産に関わる機能を備え、男性とは異なる健康上の変化や問題を抱えることから、きめ細かな健康支援を行う必要があります。このような課題を踏まえ、妊娠・出産期を含め、生涯にわたる心身の健康を支える体制の整備が重要です。

さらに、学校や地域と連携した性感染症等に関する予防教育や、各種健康診査の実施を通じて、正しい知識の普及と健康課題への理解を深める取り組みを進めていく必要があります。

### 【女性特有、男性特有の病気の総患者数（令和 2 年）】



資料：内閣府男女共同参画局「令和 6 年度男女共同参画白書」

## 施策の方向

### (1) 生涯にわたる心身の健康づくりの支援

職場や家庭での健康管理の支援とともに、継続的な健康・体力づくりを推進します。また、ライフステージに応じた健康相談・教室の充実を図り、男女双方の健康への理解を深められる機会を提供します。

主な施策	概要	担当課
アプリを活用した健康づくり	歩数や健康づくりの取り組みに応じてポイントを付与し、継続的な健康づくりの動機づけを行う。	健康増進課
生涯を通じた健康・体力づくりへの支援	ライフステージや性差に応じた各種健康相談・教室を実施する。	健康増進課
健診による健康保持	心身の健康の保持を図るために、基本的な健診や特定健診に加え、ストレスチェックや心の相談を実施する。	健康増進課
スポーツ推進委員による地域支援（再掲）	スポーツ教室等の充実を図り、男女が生涯にわたりスポーツに親しみながら健康・体力づくりができるよう支援する。	生涯学習スポーツ課

## (2) 妊娠・出産等に関する母子の健康支援

妊娠・出産・子育て期にわたる相談体制の充実を図り、妊娠婦や乳幼児の健康保持・増進を支援します。また、パートナーや家族が共に支え合いながら、妊娠期から子育て期まで安心して子育てに取り組める環境づくりを進めます。

主な施策	概 要	担当課
妊娠婦への支援	妊娠届出時等の状況を踏まえ、訪問や電話等による相談支援を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安の軽減を図る。また、両親学級や産後ケア事業を通じて、妊娠・出産・育児を支援するとともに、男性の育児参加を啓発する。	子ども福祉課
乳児への支援	乳児の健康保持・増進を図るために、1・4・9か月児の健康診査や育児相談、各種講座を実施する。	子ども福祉課
幼児への支援	幼児の健康保持・増進を図るために、1歳6か月児・3歳児健康診査や発達相談会等を実施する。	子ども福祉課
母子手帳アプリの活用促進	妊娠期から子育て期までの情報発信や健診データの記録等、子育てに役立つ機能を備えた母子手帳アプリの活用を促進する。	子ども福祉課
こども家庭センターにおける相談支援	母子保健と児童福祉が連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を実施する。また、相談内容に合わせて関係課や相談支援機関と連携し、包括的な支援を実施する。	子ども福祉課

## (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

性感染症等の健康上の問題について、学校や地域と連携した予防教育を進め、正しい知識の普及を図ります。また、喫煙や飲酒等による健康への影響についての理解を深めるとともに、健康診査等を通じて、男女が互いに健康を気遣い合える風土づくりを推進します。

主な施策	概 要	担当課
思春期対象の学びの提供	中学生を対象に思春期教室を実施する。また、パンフレット等を活用して、性感染症、子宮頸がん予防、禁煙等に関する正しい知識の啓発を行う。	子ども福祉課
健診・がん検診による健康保持	生活習慣病の早期発見・改善につなげるために、基本健診やがん検診を実施する。	健康増進課

## 第5章 計画の推進

計画の推進にとって何よりも重要なのは、市民とのパートナーシップのもと、全庁体制で本計画に沿った取り組みを着実に実施することです。

本推進計画を着実に実施するため、すべての施策を男女共同参画の視点から点検し、庁内の推進体制を整備するとともに、関係機関・企業・民間団体等と連携を図りながら、互いに協力し合う体制を確立します。

### 施策の推進体制

#### (1) 坂井市男女共同参画審議会

知識や経験を有する者や男女共同参画関係団体の代表、市民等から構成される坂井市男女共同参画審議会において、各種施策や計画の推進状況等を調査・審議します。

#### (2) 坂井市男女共同参画推進委員会

公募により選任した市民や、まちづくり協議会の構成区単位で選任された市民で構成される坂井市男女共同参画推進委員会において、男女共同参画に関する事業の企画・運営や啓発活動を行います。

#### (3) 庁内体制の整備

男女共同参画推進に関する施策について、庁内推進会議で施策の企画・推進や関係課・係と緊密な連携をとり、引き続き庁内一体となって計画の推進を図ります。

また、行政関係者が男女共同参画の理解を一層深め、あらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されているかどうかの点検を行います。

#### (4) 推進機能の充実

市民や団体等が、年齢や性別にとらわれず自由に交流し、男女共同参画に関する情報収集や学習、ネットワークづくりへつながるよう、推進機能の充実を図ります。

※令和6年度(2024年度)より、男女共同参画センターを結婚応援課内に移設。

#### (5) 実施状況の公表

本計画における成果指標の達成状況や、施策の成果と課題の実施状況等、男女共同参画の現状を年次報告としてまとめ、公表を行います。

#### (6) 施策に対する意見の反映

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策について、市民や事業者等からの意見に耳を傾け、公平かつ適切な対応・措置を図ります。

## 関係機関との連携

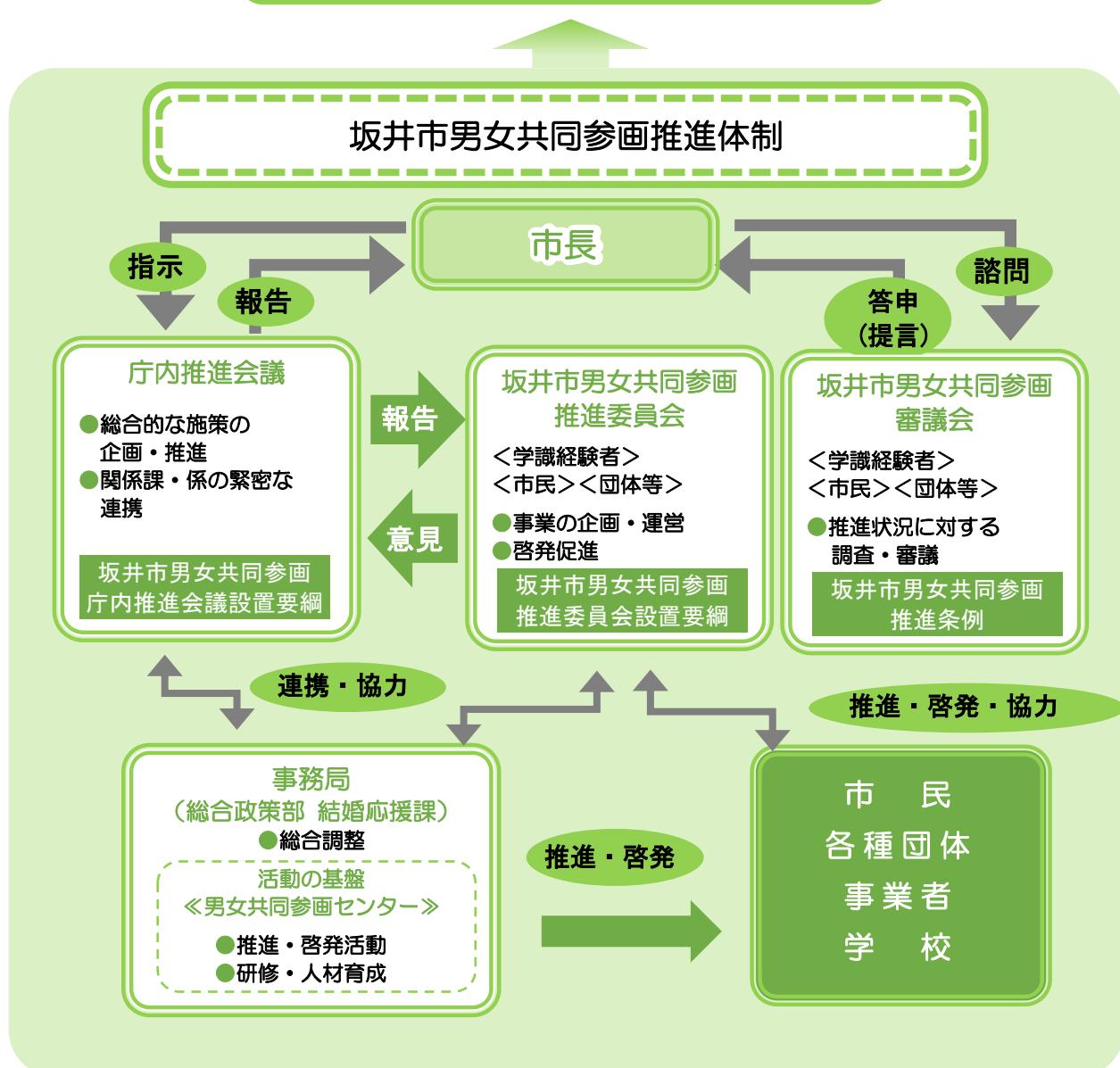
### (7) 国・県との連携

国の男女共同参画社会基本法（第9条）において、「地方公共団体は、基本理念に則り、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されていることから、国や県の動向を的確に把握し、連携しながら市の施策を進めていきます。

### (8) 関係機関・企業・民間団体等との連携強化

計画の推進には、関係機関・企業・民間団体等が自主的に取り組み、対等な関係の中で連携を強化し、協力していくことが必要です。そのため、関係機関・企業・民間団体等に対して、男女共同参画に関する情報提供等の支援を行います。

## 男女共同参画社会の実現





# 資料編

---

資料編

## 計画の策定経過

年	月 日	内容
令和 7 年 (2025 年)	2 月 28 日～ 4 月 20 日	①「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施 ②「坂井市女性活躍加速化アンケート調査」の実施
	6 月 23 日	第 1 回男女共同参画審議会の開催 『委員委嘱』 ・計画改定に係る諮問 ・市民意識調査、事業所アンケート調査結果について
	10 月 20 日	第 2 回男女共同参画審議会の開催 ・計画改定素案、評価（評価の基準）の検討について ・今後のスケジュールについて
	12 月 16 日	市議会にて計画改定の説明
令和 8 年 (2026 年)	1 月 21 日～ 2 月 4 日	パブリックコメントの実施 意見提出者数 人、意見提出件数 件
	月 日	第 3 回男女共同参画審議会の開催 ・計画改定（案）のパブリックコメント実施結果について
	3 月	坂井市男女共同参画審議会から答申

# 坂井市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属	備考
1	学識経験者	田 中 裕美子	福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科
2		水 上 聰子	アルマス・バイオコスモス 研究所
3		千 秋 久美子	
4	関係団体	赤 土 美代子	さかい男女共同参画ネットワーク
5		黒川暢子	福井人権擁護委員協議会 坂井市部会
6		館 直 宏	特定非営利活動法人 おっとふあーざー
7		増 谷 富由紀	坂井市PTA連合会
8	事業所関係	長谷川 まゆみ	J A福井県女性部 坂井支部
9		茶 谷 佳 秀	福井県民生活協同組合
10		東 山 義 昭	坂井市商工会

# 坂井市男女共同参画推進条例

平成19年3月26日公布

平成19年坂井市条例第5号

## 前 文

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、国においては21世紀の最重要課題と位置付けられており、私たち一人ひとりの願いである。

一方、少子高齢化の進展など、大きく変化していく環境の中で、男女が一緒になって思いやりのある心豊かな地域社会をつくっていくことが求められている。

坂井市では、様々な産業が盛んであり、女性の就業率が高く、重要な労働の担い手となっている一方で、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会の慣習やしきたりなどが未だみられる。

坂井市において、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野で、一人ひとりが男女共同参画に対する理解と努力を重ね、人として互いに大切にし合い、生きることの充実感、豊かさを実感できるようなまちを目指し、男女共同参画を推進するため、この条例を定める。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画のまちの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な一員として、自分の意志によってあらゆる分野における活動に参画する機会を得ることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を負うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に対し不快感を与え、又はその個人の生活環境を害することをいう。
- (3) 市民 市内に居住、市内に勤務又は市内で活動する者及び市内にある学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1項に規定する学校をいう。）に在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念により行う。

- (1) 男女が性別に関わりなく一人の人間として大切にし合うこと及び個人として能力を発揮する機会を得られること等、人権が等しく尊重されること。
- (2) 男女が社会で活動を行う上で、性別による役割分担や慣習等にとらわれることなく、自由な選択を妨げられないよう配慮されること。
- (3) 男女があらゆる場において、対等な立場で参画することができる機会を積極的に提供さ

れること。

- (4) 男女が家庭において互いの協力及び社会の支援を受け、子育て及び家族の介護などを行  
い、かつ、職場及び地域における活動をすることができるようすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的な特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他、性に関する  
ことについて、互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことがで  
きるようすること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかん  
がみ、国際社会の動向を考慮して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要な施策として位置付け、前条に定める基本理念に従い、  
男女共同参画を推進する施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連  
携し、相互に協力して取り組まなければならない。
- 3 市は、施策を実施するときは、必要な範囲で男女が対等な立場で参画できるよう必要な機会  
を積極的に提供しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念を十分理解し、家庭、職場及び地域のほか社会のあらゆる場において、  
男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければな  
らない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念を十分理解し、その事業活動において、男女共同参画を推進するよ  
う努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動において、男女が対等な立場で参画する機会を確保するとともに、  
職場又は団体における活動と家庭等における活動が両立できる環境の整備に努めなければな  
らない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければな  
らない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 何人も、男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。
- 3 何人も、性別による不当な差別的扱いを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する制限)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する  
暴力的行為その他性別による差別的取扱いを助長し、又は連想させるような表現を行わない  
よう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下

「基本計画」という。) を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定める。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ長期的に講すべき施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ第15条に規定する坂井市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表する。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民等への支援等)

第10条 市長は、男女共同参画を推進するために、市民及び事業者に対し支援又は措置を講ずる。

(広報活動)

第11条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を積極的に行う。

(推進期間)

第12条 市は、男女共同参画について、関心と理解を深めるための取り組みを積極的に行う期間を設ける。

(推進体制の整備等)

第13条 市は、男女共同参画を推進するための体制の整備及び措置を講ずる。

(相談等)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関し、市長に相談することができる。

2 前項の規定による相談のほか、市民等は、性別による差別又は男女共同参画を阻害する人権侵害について、その旨を市長に申し出ることができる。

3 市長は、前2項の規定により相談又は申出(以下「相談等」という。)を受けたときは、当該相談等に適切かつ迅速に対応する。

4 市長は、相談等に対応するときに必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力しなければならない。

5 市長は、前項の調査による結果により必要があると認めるときは、関係者に対し、適切な指導助言を行うとともに、国、県、他の関係機関と協力を図り、必要な措置を講ずる。

第3章 坂井市男女共同参画審議会

(設置)

第15条 市長は、基本計画その他男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するため、坂井市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第17条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民、事業者の代表者、学識経験者及びその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雜則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。